

平成30年1月25日  
政 策 経 営 部

次期情報化事業計画＜平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度)＞(案)について

(付議の要旨)

平成30年度以降の次期世田谷区情報化事業計画の案をとりまとめたので、報告する。

1 主旨

今年度末をもって「世田谷区情報化事業計画(平成26年度～29年度)」の計画期間が終了することから、平成30年度以降の新たな情報化事業計画を策定する。

2 次期情報化事業計画案

別添「世田谷区情報化事業計画＜平成30年度(2018年度)～33年度(2021年度)＞(案)」

3 構成

第1章 計画の趣旨	9月にまとめた素案のとおり (一部文言修正等あり)
第2章 事業計画策定の背景及び方向性	
第3章 前期情報化計画事業の進捗状況	
第4章 情報化計画事業	各個別事業・取り組み内容の年次別計画

4 今後の予定

平成30年 2月  
3月

企画総務常任委員会(計画案の報告)  
計画策定

# 世田谷区情報化事業計画

<平成 30 年度（2018 年度）～平成 33 年度（2021 年度）>

（案）

平成 30 年（2018 年） 月

世田谷区

---

## 目次

第1章	計画の主旨	1
1	計画の位置付け	2
2	計画期間	2
3	情報化計画事業の考え方	2
4	情報化計画事業の評価及び見直し	2
第2章	事業計画策定の背景及び方向性	3
1	国の政策動向	4
(1)	国の最新戦略「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」	4
(2)	マイナンバー制度	4
(3)	情報セキュリティの強化	5
(4)	個人情報保護法等の改正	6
2	世田谷区の政策動向	7
(1)	本庁舎等整備と「世田谷区役所版 働き方改革」	7
(2)	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会	7
3	情報技術の動向	8
(1)	IoT (Internet of Things)	8
(2)	AI (Artificial Intelligence 人工知能)、ロボット	9
第3章	前期情報化計画事業の進捗状況	10
1	前期情報化計画事業の実施状況及び次期への課題	11
(1)	情報化政策 1 区民の力を活かす情報化	11
(2)	情報化政策 2 行政経営を支援する情報化	12
(3)	情報化政策 3 情報化基盤の強化	13
(4)	情報システム最適化、コスト抑制の取り組み	14
第4章	情報化計画事業	16
1	計画事業の考え方	17
2	情報化計画事業の体系	18
3	情報化計画事業及び情報化計画事業を構成する事業	19
1-1-1	ICT の高度化・多様化に対応した情報提供の充実	19
1-1-2	マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進	21
1-1-3	ICT を活用した生涯学習及び学校教育の充実支援	23
1-2-1	参加と協働の促進に向けた ICT 環境の整備	25
1-2-2	東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた情報化環境整備	27

---

---

2-1-1	本庁舎等整備、世田谷区役所版働き方改革と連動した ICT 利用環境の整備・検討	29
2-1-2	ICT を活用した安全で安心な行政事務の実現 .....	31
2-2-1	クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進.....	33
3-1-1	情報基盤の整備及び業務継続対策の推進.....	35
3-1-2	安定した業務運営に向けたシステムリプレイス（機器の更改）及び法制度改正に 対応したシステム改修の実施.....	37
3-1-3	ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化.....	39
3-2-1	情報システム運用、データ利用、AI 等活用等の強化に向けた人材育成.....	41
3-2-2	情報セキュリティの強化に向けた人材育成.....	43
	行政経営改革の視点 情報システム最適化、コスト抑制の取り組み（再掲） .....	45
参考	用語解説.....	48

---

## 第1章 計画の主旨

本章では、本計画の計画期間、計画の推進や計画の見直し等の運用上の要点を示します。

## 1 計画の位置付け

本計画は、「世田谷区情報化推進計画(平成26年度～平成35年度)」に基づく情報化計画事業の内容を記載したものであり、区の情報化における実施計画と位置付けられます。

本計画では、前期情報化事業計画(平成26年度～平成29年度)の実施状況を踏まえ、情報技術や区の行政に影響の大きな経済・社会的な動向を勘案して、平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)における情報化計画事業を策定しています。

また、本計画は、「官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)」第9条第3項において市区町村が策定に努めることとされている「市町村官民データ活用推進計画」としての位置付けを併せ持つ計画となります。

## 2 計画期間

本計画における計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)の4年間とします。

なお、計画期間終了後、情報化事業計画(調整)を策定する予定です。

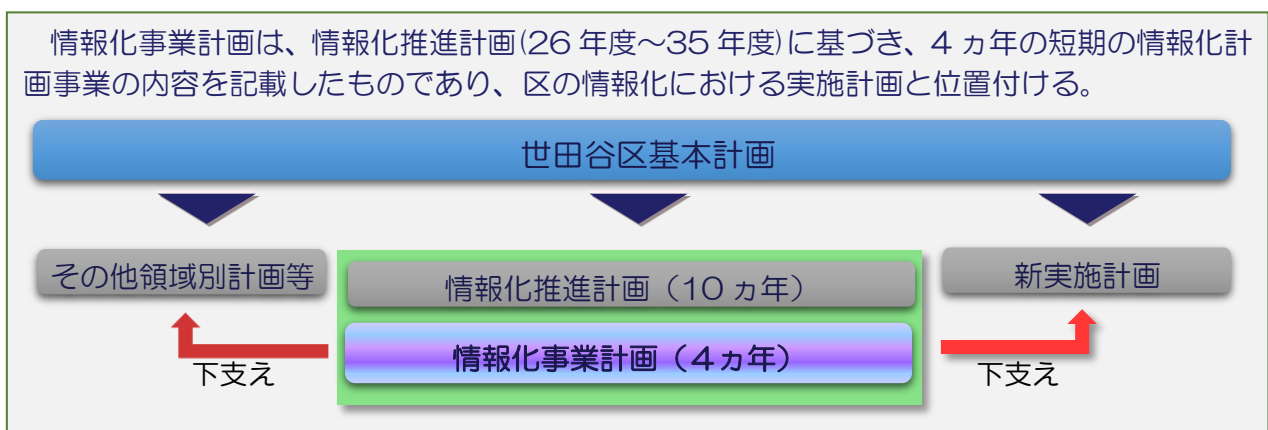
## 3 情報化計画事業の考え方

平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)にかけて実施予定の情報化に係る各種の取組みのうち、情報化推進の観点から重要性が高く、計画的に取り組むべきものを中心に、情報化計画事業としました。

情報化計画事業は、関連する個別事業により構成されます。

## 4 情報化計画事業の評価及び見直し

計画期間中、各情報化計画事業の実施状況を定期的に評価するとともに、必要に応じて内容を見直します。評価及び見直しを実施した場合は、区ホームページ等を通してその結果を公表します。



## 第2章 事業計画策定の背景及び方向性

本章では、前事業計画策定後これまでの間の情報化などの新たな動向や、区の政策に影響を与える社会動向等を整理し、本計画の策定における政策面及び情報技術面での方向性を示します。

## 1 国の政策動向

### (1) 国の最新戦略「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

平成 29 年 5 月 30 日に、国の「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が制定されました。国民・事業者等のニーズにきめ細かく対応した新たなライフスタイルの提案に向け、AI、ロボットなどの技術進展を踏まえた、官（国、地方公共団体等）と民（国民、事業者等）が保有するデータ（以下「官民データ」という）を相互につなげて共有し、利活用が容易になるよう、国と各地方公共団体等が一体となって環境整備を行うことを目指しています。

具体的な取組としては、国、地方公共団体等のオープンデータの促進、紙中心の文化からの脱却、官民データの取扱いに係るルール整備、官民データ連携のための標準化等の促進、デジタルデバイス対策、研究開発、人材育成、普及啓発等、国と各地方公共団体等の施策の整合性確保といった方針があげられています。

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）においては、市町村における官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「市町村官民データ活用推進計画」）の策定に努めることが努力義務として定められており、同計画では、「官民データ活用推進基本計画」の周知広報、地方公共団体からの求めに応じた国からの情報提供、法制上の措置も含め必要な支援等を行うこととしています。

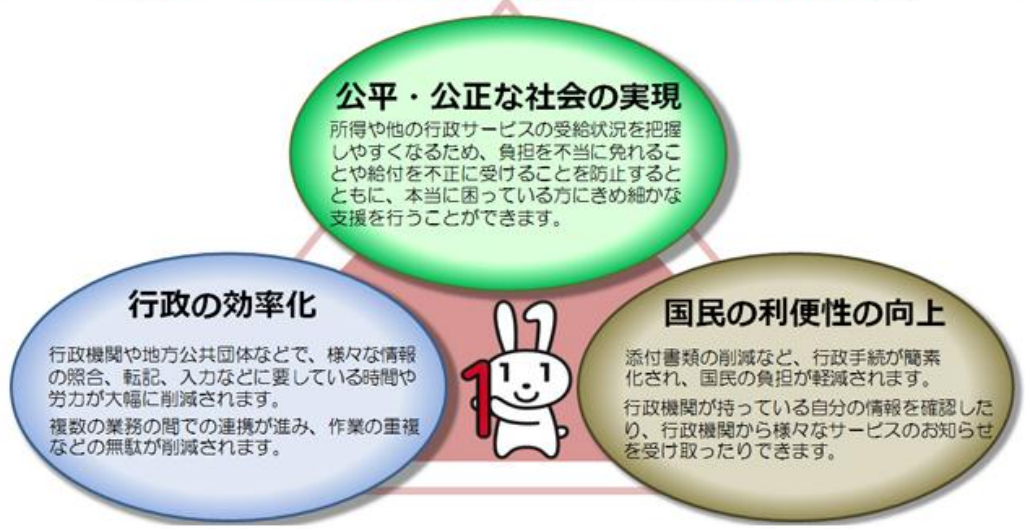
### (2) マイナンバー制度

この 3 年間ほどの間で政府・行政関係で進展した ICT 基盤関係での一番大きいトピックとして、平成 27 年 10 月に始まった社会保障・税番号（以下「マイナンバー」という。）制度が挙げられます。平成 29 年 11 月からは、情報連携の本格運用が開始され、業務種別ごとに年々段階的に添付書類の省略が可能になっていく予定であり、全ての取組が開始されれば、税や年金、雇用保険などの行政手続きにおいて、面倒な手続きが簡素化される国民側のメリットはもちろんのこと、国や地方公共団体にとっても業務の簡素化のみならず、国や地方公共団体間で情報連携することで、手続きが正確でスムーズになるというメリットが期待されます。また公共全体でも、公平・公正な社会実現に向けた可能性を挙げられます。

一方で不正利用をはじめとしたセキュリティの問題が今まで以上に問われることになり、運営側の理解と運用スキルを高めることによって、ハード・ソフト両面で安定的・継続的に続けていく基盤を作り上げることが何より前提となります。



**マイナンバー制度は、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



マイナンバー制度の概要（総務省ウェブサイト）

マイナンバー制度は前述のとおり国民・区民一人ひとりに対して適切なサービスが効率的に提供できることから、適切に運用することで、限られた行政資源を有効活用しながら、住民満足度を高めるための戦略的な方策も実現できる可能性があると考えられています。しかしながら、平成29年8月31日時点で全国におけるマイナンバーカードの交付枚数は、約1,230万枚、人口に対する交付枚数率は9.6%にとどまっています。その理由として、セキュリティ面でのリスクと比して、「ワンストップ化」などのメリットの浸透がまだ十分でなく、国民への周知が十分でない点があると考えられています。

マイナンバーカードと健康保険証の連携が平成30年（2018年）に開始され、本格運用は平成32年（2020年）頃に予定されています。また、平成31年（2019年）にはスマートフォンでマイナンバーカードの代用ができる取り組みを始めることも予定されています。このように、利用シーンの拡大に加えて、「新たなカードが増えることによる負担感」や「セキュリティ面でのリスク」を感じさせないことを両立して展開していくことが大切だと考えられます。

(3) 情報セキュリティの強化

この3年でAIやIoTをはじめとしたテクノロジーの加速度的な進展と同時に、「マイナンバー」の導入など、自治体を取り巻くICT環境は大きく進展しました。しかし、日々マスコミで企業や組織の情報漏洩やネットワークを通じたハッキングなどのニュースに接しない日がないほど、セキュリティやシステムのリスクと、安定性に対する国民・市民の要求水準も高くなっています。また、個人情報管理をはじめとしたプライバシー面で、「マイナンバー」に対する動向も注目されています。基礎的自治体の中で大規模な部類に属する世田谷区において、何らかの事故等が発生した場合、国全体の制度に影響を及ぼすことも想定されます。そ

のような中で、この「マイナンバー」はもちろんのこと、自治体の情報システムが安定的に稼働し続けることが、何より区民・国民の行政に対する信頼感につながり、また行政としても効率的・効果的な行政サービス提供が可能となります。その意味で、ハードの整備のみならず、職員のセキュリティに関するスキルや意識の向上などソフト面での整備も重要だといえます。

平成27年6月に発覚した日本年金機構に対する「標的型メール攻撃」による大量の個人情報流出事件を受け、平成27年11月に総務省から「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」という報告書（「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」座長：佐々木良一東京電機大学教授、世田谷区CIO・CISOアドバイザー）が公表されました。報告書を受け、総務大臣から、以下の三層からなる対策を講じることにより、各自治体は情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組むよう求められました。

(1)マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること

(2)マイナンバーによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保に資するため、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割すること

(3)都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じること

これに基づき、世田谷区においても、ネットワーク分離をはじめ、更なる情報セキュリティの強靱化に取り組んだところです。

一方で、インターネットや各種Webサービス等を活用した事務の高度化、効率化、スピーディな行政の実現への要求は行政内部、外部を問わず高く、セキュリティ強靱化のもと、いかに安全で効果的にこれらを活用していくのか、検討、整備していくことが必要な状況です。

#### (4) 個人情報保護法等の改正

平成29年5月に個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が改正、施行されました。また法改正を踏まえ、個人情報の保護に関する基本方針が一部変更され、各自治体は個人情報保護条例の見直しに当たって、「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」とされました。また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月）においては、官民データ活用の推進において、国の施策と地方公共団体の施策との整合性を確保するよう規定されました。

地方公共団体の保有する個人情報についても、適正で効果的な活用をすることで、新たな産業の創出や活力ある経済社会、豊かな生活の実現に資すると考えられています。官民を通じて個人情報を匿名化した状態で利活用できるようにしていくために、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法を参考として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当であるとされています。地方公共団体においては、個人情報の有用性を確保（利活用）するために整備された法改正等の趣旨を踏まえ、ビッグデータ等データ活用を行いつつ適切な個人情報保護対策を実施することとしています。

## 2 世田谷区の政策動向

世田谷区における政策動向のうち、情報化推進に関わるトピックとして「本庁舎等整備」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技の区内開催及びアメリカ合衆国選手団のキャンプの受入れ」があげられます。

### (1) 本庁舎等整備と「世田谷区役所版 働き方改革」

区では本庁舎等の整備に向け、区民・学識経験者の参画を得て、幅広くオープンに議論を行い、平成 28 年 12 月に「世田谷区本庁舎等整備基本構想」を策定しました。本構想では、「現庁舎等の課題と整備の必要性」として、「災害対策拠点としての機能強化」、「区民サービスの充実、効率的事務執行を実現するスペースの拡充」、「施設や設備の環境性能等の機能強化」「区民交流・区民参加の機能を高めるスペースの拡充」を挙げるとともに、来庁者に開放する Wi-Fi の活用、デジタルサイネージなどを活用した区民への情報提供、情報セキュリティの強化、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳体制や補聴システムの整備、フリーアクセスフロアの導入、インターネット、庁内 LAN 環境の整備など、情報通信技術（ICT）の積極活用などについて検討することとしています。また、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報技術の高度化など、様々な変化に対応できる機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎を目指すとともに、職員の働き方の改革に取り組んでいくこととしています。本庁舎は 21 世紀半ばを長期にわたり区政を支える拠点となることから、区の将来を見据え、今後の情報技術の進展に対応しながら区民サービスのあり方や職員の働き方、執務環境等について検討していく必要があります。

一方、少子高齢化に伴う労働力人口減少の見込みなどを背景として、政府をはじめ、民間企業や自治体において、いわゆる働き方改革に関わる取り組みが進められています。区政を担う優秀な人材の確保・定着を図り、新たな時代の区政課題に的確に応えられる組織づくりを進めていくために、ライフステージ、キャリアプラン等が異なる職員一人ひとりが、家庭生活と仕事を両立しながら、それぞれの持てる能力を存分に発揮し活躍できる、働きやすい環境の整備や組織風土づくりが求められているところです。区においても、組織としての働き方改革である「世田谷区役所版 働き方改革」について、基本的な取り組み方針を「働き方改革 3つの柱」として、「W・L・B（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「勤務時間の適正管理」「ワークスタイル改革」を掲げています。この3つの柱のもとでの具体的取り組みを相互に補完、助長しながら、働き方改革を着実に推進していくとしています。

### (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

世田谷区では、平成 27 年に、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の馬術競技の会場として区内の馬事公苑が選ばれました。また、アメリカ合衆国選手団によるキャンプ地にも選ばれました。東京 2020 大会は、多くの外国人観光客や日本人観光客に世田谷を訪れていただき、世田谷を知っていただく大きなチャンスとなります。さらに、これをきっかけとして、何度も世田谷を訪れたいと思っていただけるような、魅力あふれるまちづくり

を進めていく必要があります。そのために、世田谷の魅力向上を図るとともに、観光しやすい環境の整備や安全・安心の街づくりを進めていきます。観光基盤として ICT をどのように活用していくのか、検討が必要となっています。

平成 27 年 7 月、総務省は「2020 年に向けた社会全体の ICT 化アクションプラン(第 1 版)」を取りまとめました。そこでは、無料公衆無線 LAN 環境の整備、「言語の壁」をなくす多言語音声翻訳システムの自動化、日本の魅力を海外に発信する放送コンテンツの海外展開、4K・8K やデジタルサイネージの推進、第 5 世代移動通信システムの実現、オープンデータの活用、サイバーセキュリティ対策といった、国民の目に見える形として、個別分野に横串を刺し、利便性を真に実感できる「都市サービスの高度化」「高度映像配信」といった二つの分野横断的アクションプランを策定しています。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、区内全体で「ポスト 2020」の観光・交流を視野に入れた ICT 基盤整備が必要と考えられます。

### 3 情報技術の動向

前期情報化事業計画の策定時点と比較して、世田谷区・自治体経営を取り巻く ICT 技術は更に変化しました。代表的なものとして「IoT」「AI」「ロボット」が挙げられます。

前期の情報化事業計画期間において、「ビッグデータ」や「地理情報システム (GIS)」、そして「タブレットやスマートフォンなどのモバイル端末」についての動向がトピックとなっていました。IoT」「AI」「ロボット」は、これらの技術動向の延長線上にあるものと捉えることができます。GIS を含めたビッグデータは、地域や生活者における情報を、三次元的に可視化することが可能にしました。そしてモバイル端末はますます小型化・高性能化が進み、ロボットも端末機能を持つようになってきていました。またロボットは、コミュニケーション媒体としての性格も持ち合わせるようになってきています。これにより、単なる処理や手続きの機械化・自動化を行う手段ではなく、人とコミュニケーションを図るための手段として位置づけられるようになってきました。

#### (1) IoT (Internet of Things)

IoT (Internet of Things) とは、つまり「モノのインターネット」の略で、家電家具、住宅、道路、建築物、衣服、農工業機器などあらゆる物体にセンサーが付随しインターネットと繋がることを指します。

実際にこの IoT の活用はビジネス分野では進んでおり、小売店における来店客の測定や、運送会社における自社の配送車や荷物の動きの測定による業務の最適化などの動きがはじまっています。また、自動車と IoT の組み合わせの動きは、自動車そのものがインターネットに接続するデバイスとなり、移動という概念自体が変わるといわれています。世界的な IT 企業や自動車メーカーなど、業種を超えた各社がしのぎを削って自動運転の開発に力を入れており、私達が予想するよりも早く、自動運転という形で IoT のインパクトを感じるができるかもしれません。

行政分野における IoT 活用の場面としては、「情報収集」「執行」「経営資源管理」といった面が考えられます。これまで人手で行っていた業務の効率化のみならず、人手では難しかった多数の人やモノなどの状態や動きの把握を行うことで、事務・事業において新たな価値の創出も期待できます。一方で、センサー技術を活用するにあたっての技術面・制度面・組織面での課題や留意事項も存在します。このような課題を解決していくことが、行政分野における IoT 活用が進むための大きなポイントになると考えられます。

## (2) AI (Artificial Intelligence 人工知能)、ロボット

近年の AI の進歩については、大きな技術革新である「Deep Learning (ディープラーニング)」という機械学習の手法が 2012 年に編み出されたのが発端とされています。これは、コンピュータ自らが様々な物事を「これが何であるか」を認識できるようになる技術であり、人が教えなくとも機械にデータをみせていくことで、コンピュータ自身が物事を学習していくことが可能になるといわれています。

行政分野における AI の活用場面としては「問い合わせ対応」「翻訳」「予測・予防」「レコメンデーション (おすすめ)」「管理」などがあげられます。例えば AI を利用した住民問合せ対応については、地域住民などが抱える課題や必要な情報にあらかじめ気づき、それに応じた対応やサービスを提供することができるようになることが考えられます。これによって住民にとっては「必要な情報にアクセスしやすくなる」「自身の端末からアクセスできる」「24 時間 365 日いつでも利用できる」といったメリットが、一方で行政側にとっては、「簡単な問合せが減り、本来対応すべき人や課題に時間を割くことができる」「ベテラン職員のノウハウを継承できる」「他所管の業務を知ることができ、分野横断での対応がしやすくなる」といったメリットがあげられます。

自治体レベルにおいて IoT や AI、ロボットを使った取組が始まりだしています。大阪市は今秋からの実証実験で、戸籍業務の審査の際、AI により関係法令や過去の判例を調べ判断のスピードアップを図るとしてます。札幌市は文字で会話するチャット形式で、市民からの質問に自動応答するシステムの開発を行う予定です。また、千葉市は平成 29 年 2 月から、AI を利用し画像から道路の損傷状況などを自動判断する道路管理システムの実証実験を始めています。

一方で、AI 等の活用に必要なことは、大量なデータです。囲碁や将棋といった分野では、過去の膨大な棋譜を読み込み、更にコンピュータ同士で対戦を重ねることで棋力を飛躍的に向上させています。また、IBM 社が開発した Watson も、膨大な医療論文を読み込むことで、診断などが可能になったといえます。現在の行政情報は Web ページなどを通じて人が読みやすいかたちで提供されていますが、これに加えてコンピュータが読み込みやすいかたちでのデータ、つまりビッグデータ・オープンデータの整備が必須になっていくと考えられます。

## 第3章 前期情報化計画事業の進捗状況

本章では、平成26年度から平成29年度を対象期間とした、前期情報化事業計画に定められている情報化計画事業の進捗状況について示します。

1 前期情報化計画事業の実施状況及び次期への課題

(1) 情報化政策 1 区民の力を活かす情報化

「1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充及び継続的改善」「1-2 多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援」として、5つの計画事業に取り組みました。個別の事業ごとの実施状況は、計画を上回る実施1件、計画どおり実施13件、内容を一部修正して実施1件でした。おおむね計画通り進捗しているほか、税・国保料のクレジット納付の開始は、当初計画を上回る達成状況となっています。

※計画を上回る実施：◎、計画どおり実施：○、内容を一部修正して実施：△、未実施：×

情報化計画事業	実施・達成状況	課題等	
1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充及び継続的改善			
1-1-1 ICT の高度化・多様化に対応した情報提供の充実	26年度 HP リニューアル。地域地区ページの閲覧が住民アンケートでトップに HP リニューアル計画策定	○	地理情報の連携の推進 複数メディアの運営改善
	ウェブ・講座・チラシ・スマートフォンアプリ等で消費者向け情報提供	○	
	SNS を活用した、若者による情報発信	○	
1-1-2 社会保障・税に関わる番号制度等を見据えた行政サービスの利便性向上の推進	電子調達システムの更新、財務会計システムの更新	○	国のマイナンバー施策推進に沿った活用推進
	区民税、軽自動車税、国民健康保険料のクレジットカード納付システムの導入・運用開始	◎	
	マイナンバー導入に合わせたシステム及び運用の着実な導入	○	
1-1-3 ICT を活用した生涯学習及び学校教育の充実支援	地域図書室の資料電算化及び図書館システムの運用開始	○	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの導入
	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの基本設計	△	
	タブレット型情報端末を活用した授業の実施	○	
	給食費の公会計化による教員の事務負担軽減	○	
1-2 多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援			
1-2-1 区民参加の促進と地域コミュニティの活性化に向けた ICT 環境の整備	危機管理室ツイッターの運用開始、緊急防災情報連携配信サービスの導入による緊急時情報発信の円滑化 防災マップアプリの配信	○	
	音声コード利用インフラの導入拡大 視覚障害者向け支援機器の導入	○	
	まちなか観光アプリ、観光ウェブサイトの整備	○	
1-2-2 行政情報のオープンデータ化の促進	オープンデータ推進指針の策定とポータルページの開始 GIS オープンデータサイトの構築	○	

(2) 情報化政策2 行政経営を支援する情報化

「2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進」「2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進」として、4つの計画事業に取り組みました。個別の事業ごとの実施状況は、計画を上回る実施1件、計画どおり実施6件、内容を一部修正して実施2件でした。おおむね計画通り進捗しているほか、モバイルワークの試行開始などは、当初計画を上回る達成状況となっています。一方、庁内コミュニケーションツール活用によるオンライン会議や、マイナンバーカードのIC領域の独自利用などは、今後も引き続き検討が必要となっています。

※計画を上回る実施：◎、計画どおり実施：○、内容を一部修正して実施：△、未実施：×

情報化計画事業	実施・達成状況	課題等
<b>2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進</b>		
2-1-1 モバイル端末を活用した業務の効率化	モバイル端末による総合支所での手話通訳窓口におけるタブレット端末の活用推進 モバイルワークの試行開始	◎ 手話通訳の活用推進 庁内会議やモバイルワークのあり方検討
2-1-2 ICTを活用したよりスピーディな行政事務の実現	財務会計システムでの電子決裁の運用開始	○ 新公会計制度
	データ共有（無害化）システムの導入	△
	新たな庁内コミュニケーションツールの導入	○ オンライン会議など更なるツールの活用や会議のあり方の検討
<b>2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進</b>		
2-2-1 クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進	仮想化技術の活用、クラウド移行による事務センター設置サーバー機器及びコストの削減 インターネット閲覧用VDI構築によるネットワークの統合 ネットワーク複合機の拡充	○
	情報システム導入等ガイドライン等による情報システムライフサイクル管理の実施	○
	文書・財務・人事システムのデータセンターへの移行	○
2-2-2 社会保障・税に関わる番号制度等を見据えた業務、システム標準化の推進	マイナンバー導入に合わせたシステム及び運用の着実な導入	△ 国のマイナンバー施策推進に沿った業務改善の推進
	中間サーバー及び番号連携サーバーの整備	○



(3) 情報化政策3 情報化基盤の強化

「3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善」「3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の育成」としてとして、5つの計画事業に取り組みました。個別の事業ごとの実施状況は、計画を上回る実施2件、計画どおり実施9件、内容を一部修正して実施2件でした。おおむね計画通り進捗しているほか、CSIRTの早期組織化や訓練実施などは、当初計画を上回る達成状況となっています。一方、全庁的なシステム運用やデータ活用にかかる人材育成などは、今後も引き続き検討が必要となっています。

※計画を上回る実施：◎、計画どおり実施：○、内容を一部修正して実施：△、未実施：×

情報化計画事業	実施・達成状況	課題等
3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善		
3-1-1 情報基盤の整備及び業務継続対策の推進	庁内情報基盤通信機器等の維持管理及び更改	○
	サーバーラックの免震化、ネットワークバックアップ回線の整備等、ICT-BCPに基づく取り組みを継続実施	△
3-1-2 安定した業務運営に向けたシステムリプレイス（機器の更改）及び法制度改正に対応したシステム改修の実施	既存システムのライフサイクルコストや効果、成果と課題を洗い出し、その結果に基づくシステム更改判断を行い、システムライフサイクルに即した客観的かつ効果的なシステムリプレイスを全庁的に実施。	○
	法制度改正等に対応したシステム改修を着実に実施することにより、安定した業務運営を実現	○
3-1-3 ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化	・CIO・CISO アドバイザリー（外部有識者）の知見を得るとともに、CIO・CISOを中心とした情報化推進を継続	○
	ICTの進展に応じた各種規程の見直し	○
	ICT調達最適化の取組	○
	情報セキュリティ対策の継続的強化 CSIRTの組織化	◎
3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の育成		
3-2-1 情報システム運用及びデータ利用の強化に向けた人材育成	ビッグデータ、オープンデータに関する動向調査及び研究	○
	各種研修の実施、受講	△
3-2-2 情報セキュリティの強化に向けた人材育成	情報セキュリティ専門研修の受講や、サイバーセキュリティ防御演習への参加	○
	CSIRT 訓練の実施	◎
	セキュリティ・インシデント情報共有	○

(4) 情報システム最適化、コスト抑制の取り組み

近年の区民ニーズの多様化などから、自治体には住民サービスの利便性と満足度向上のため業務システムの高度化・効率化が求められています。また、厳しい財政状況にある一方で、情報システムの利用拡大や情報セキュリティの強化に伴い、システム導入や運用にかかる経費も増大傾向にあり、その削減に取り組む必要があります。

限られた財源のなかで事業目的を達成するためには、効果的に業務システムの高度化・効率化を進めていくのはもとより、システムの実現方式の見直しや調達最適化を行うなど、区の行政経営改革として、充実と改革を一体として進めていく必要があります。

情報技術の進歩は日進月歩であり、いわゆる「ムーアの法則」に見られように、価格に対するコンピュータの性能が飛躍的に向上したり、革新的な技術の出現や標準化によるコストダウンが図られています。単に経費削減に努めるだけでなく、中長期の経費抑制策の取り組みや、システム技術の進展や標準化により低コストで導入可能となったソリューションを適宜、見定め、導入することにより効率的なシステム環境を構築し、最適化に取り組むことが重要です。

これまで、情報システムの効率的・効果的な活用による住民サービスの向上に向け、有識者からなる CIO・CISO アドバイザーを活用し、情報セキュリティの強化や、システムライフサイクルの見直し等に関する指摘・助言に基づき、システム導入時や更改時にシステム評価を実施するなど、継続的なシステム保有の最適化に取り組んでいます。

この間の主な取り組み

① 情報システム導入等ガイドライン、情報システムライフサイクル管理マニュアル
② 調達最適化
③ ICT ガバナンスの強化
<p>情報システムの資源の分散化と管理の個別化による管理水準のバラつきを防ぎ、組織として求められる水準を維持するために横断的にその統制、管理に取り組んでいくことがきわめて重要です。各ガイドラインは、情報システムのライフサイクルに沿って遵守すべき事項や基本的な手順についての指針を示し、全庁統一的な管理水準の確保をめざし、区の情報システムの有効性、信頼性、安全性の確保を図っています。</p>
④ 仮想化技術の活用
<p>コンピュータの高性能化と低価格化が進む中、個々のサーバーに単独の機能を実装させた場合、リソースに余剰が生まれる状況となりました。また、利用システム数の増加に伴い、システム単位でサーバー機器等を設置する場合の占有スペースや消費エネルギーの増加が課題になりました。これまで、OS のバージョンや構成の異なる様々なシステムは個々の独立したサーバー上に構築されるのが一般的でしたが、仮想化技術を用いることにより、単一のサーバー上に複数のシステムを構築することが可能になり、様々なリソースの有効活用による経費削減や省スペース化、省エネルギー化、運用コストの削減を実現しています。</p>

⑤ オンプレミスからクラウドへ
ソフトウェアやハードウェアの購入や維持管理等の負担が軽減される等、クラウド・コンピューティングの活用によるメリットが注目されており、国においても、自治体クラウド推進を掲げ、各種支援事業が全国的に展開されています。区においても、近年の ICT 環境の変化、とりわけ通信回線コストの低減や民間データセンターサービスの広がり、クラウド・コンピューティングの急速な普及等を受け、オンプレミス（自庁設置）の仮想サーバーのクラウドサービスへの移行を進め、システム保有に係る各種コストの削減、運用コストの削減、可用性の向上を推進しています。
⑥ デジタル複合機の導入拡充
コピー機、FAX、スキャナ、プリンターが一体化したデジタル複合機が一般化、低価格してきたなか、区においてもこれを積極的に導入し、フロア・プリンター、スキャナへの統合を進め、財務文書類の電子化を行ったほか、プリンター・ファックス専用機器類の保有・保守コストの削減、ひいては全庁的なペーパーレス化の効果を狙っています。

【参考】経費面の効果（事業番号 2-2-1 クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進 上表中④～⑥ほか）

歳出減	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初見込額	85,000 千円	102,000 千円	121,000 千円	183,000 千円
実績	84,816 千円	104,120 千円	115,825 千円	
達成率	99.78%	102.08%	95.72%	

※歳出減：平成 25 年度と比較した歳出削減額

## 第4章 情報化計画事業

本章では、後期情報化事業計画の体系と、個々の事業内容を示します。

## 1 計画事業の考え方

引き続き、情報化推進計画（平成26年度～35年度）に示されている情報化方針、情報化政策の実現に向け、今後4年間の具体的な事業計画を策定する。

- (1) 第2章に示した、情報化事業計画（前期）策定後4年間の国、区の政策動向、技術動向などを踏まえ、新たに盛り込むべき視点等を整理し、事業を追加、調整した計画とする。
- (2) 第3章に示した、情報化事業計画（前期）の実施状況などを踏まえ、事業の継続、見直し、追加等を行う。

これにより、以下の事項に関して、新規または拡充して取り組むこととし、計画事業を体系化する。

### 情報化政策1 区民の力を活かす情報化

- ・マイナンバー活用による行政の効率化、利便性の向上など
- ・官民データ活用の推進など
- ・観光・交流を視野に入れたICT基盤整備  
多様な情報提供、ICTによるおもてなし、多言語対応など

### 情報化政策2 行政経営を支援する情報化

- ・本庁舎等整備、働き方改革を踏まえたICT環境の整備  
ICTを活用した区民サービスのあり方、執務環境、ワークスタイル改革など
- ・セキュリティ強靱化のもとでの安全で効率的なインターネット利用など

### 情報化政策3 情報化基盤の強化

- ・行政分野におけるIoT活用場面、センサー技術を活用するにあたっての技術面・制度面・組織面での課題解決の研究など
- ・行政分野におけるAIの活用場面（問合せ対応、機械翻訳、予測・予防など）の研究など

## 2 情報化計画事業の体系

情報化政策の体系		情報化計画事業の体系	
情報化政策	取り組みの方向性	計画番号	情報化計画事業
1 区民の力を活かす情報化	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善	1-1-1	ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実
		1-1-2	マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進
		1-1-3	ICTを活用した生涯学習及び学校教育の充実支援
	1-2 多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援	1-2-1	参加と協働の促進に向けたICT環境の整備
		1-2-2	東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた情報化環境整備【新規】
	2 行政経営を支援する情報化	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進	2-1-1
2-1-2			ICTを活用した安全で安心な行政事務の実現
2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進		2-2-1	クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進
		3-1-1	情報基盤の整備及び業務継続対策の推進
3 情報化基盤の強化	3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善	3-1-2	安定した業務運営に向けたシステムリプレース（機器の更改）及び法制度改正に対応したシステム改修の実施
		3-1-3	ICTガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化
		3-2 情報化を通して区政を支えるICT人材の育成	3-2-1
	3-2-2		情報セキュリティの強化に向けた人材育成

(再掲)

情報システム最適化、コスト抑制の取り組み	2-1-1	本庁舎等整備、世田谷区役所版働き方改革と連動したICT利用環境の整備・検討
	2-2-1	クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進
	3-1-3	ICTガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化

3 情報化計画事業及び情報化計画事業を構成する事業

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの方向性	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善
情報化計画事業名	1-1-1 ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実	関係部	政策経営部 産業政策部 生活文化部 子ども・若者部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</li> <li>└実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</li> </ul> <p>世田谷区基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└「6 実現の方策」</li> <li>└「1 区民参加の推進(参加・協働、ネットワーク)」</li> <li>└「(1)参加の拡充」</li> <li>└「(4)情報公開と区民参加」</li> </ul> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└本計画事業</li> </ul>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区ホームページ、ソーシャルメディア(以下「SNS」という。)、メールマガジン等を積極的に活用するとともに、欲しいときに欲しい情報が得られる重要な媒体として区公式ホームページ等の充実を進める。</li> <li>・ 様々な所管課や多様な主体との連携による区民に対する情報提供や、切れ目ない支援サービスの提供のために、ICTの活用を行う。</li> </ul>		
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区ホームページは、平成24年8月に全面リニューアルを行った後、地域・地区ページの改善、スマートフォン対応など、改善、工夫を重ねながら運用し、5年余りが経過している。平成29年3月に「ホームページ改善基本計画」を策定し、現行区ホームページにおける取組むべき課題の所在と解決の方向性を明らかにするなど、次期リニューアルに向けた見直し、検討を進めている。</li> <li>・ 平成23年の東日本大震災を契機に開始したツイッターによる情報提供は、平成27年度に複数アカウントによる運用としたり、平成29年2月から、フェイスブックによる運用を開始するなど、SNSの活用を進めている。</li> <li>・ インターネット公開GISとして、せたがやiMapはPC用Web版に加え、平成26年8月にスマートフォン版の提供を開始した。また、平成29年3月に世田谷区GISオープンデータサイトや、ストーリーマップの公開を開始するなど、区民向け電子地理情報の拡充を進めている。</li> <li>・ SNSを活用した新たな取り組みとして、若者自らが若者のための情報発信を行う『情熱せたがや、始めました。』による地域情報等の発信を開始した(ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ)。</li> <li>・ 区内在住外国人が増加し、また東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控えるなど、各種情報提供において、多言語化の対応がより一層求められている。一方、近年、AI等の活用により、ICTによる自動翻訳などの技術進歩が目覚ましい。</li> </ul>		
主な実施予定内容	<p>平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電子媒体を活用した情報提供の充実</li> <li>② 区民向け地理情報提供の充実</li> <li>③ 区民の安全・安心なICT利用に向けた情報提供の推進</li> <li>④ 多様な媒体を活用した若者支援関連情報発信の充実</li> <li>⑤ 多言語化におけるICTの活用【新規】</li> </ol>		

情報化計画事業 1-1-1「ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実」年次別行動計画

① 電子媒体を活用した情報提供の充実(広報広聴課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	次期ホームページ リニューアル開始	次期ホームページ リニューアル完了 次期ホームページ 稼動	次期ホームページの運 用	ホームページ・リニュー アルの評価・検証

② 区民向け地理情報提供の充実(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	次期地理情報システ ム運用要件、機能要件 の整理 次期地理情報システ ムの調査・検討	調査・検討結果に基づ く新地理情報システ ムの構築 (または既存システ ム機能強化) 新地理情報システム 稼動開始	新システム活用拡大 のための活動(職員研 修、PRなど) 新地理情報システム の保守	新システム活用拡大 のための活動(職員研 修、PRなど) 新地理情報システム の保守 新地理情報システム の評価

③ 区民の安全・安心なICT利用に向けた情報提供の推進(消費生活課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	インターネット安心講座 の実施	電子商取引等における 消費者被害の未然防 止を図るための啓発事 業の実施	電子商取引等における 消費者被害の未然防 止を図るための啓発事 業の実施	電子商取引等における 消費者被害の未然防 止を図るための啓発事 業の実施

④ 多様な媒体を活用した若者支援関連情報発信の充実(若者支援担当課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	SNSを活用した若者の ための情報発信『情熱 せたがや、始めまし た。』の配信	『情熱せたがや、始め ました。』の配信充実 (配信回数増)	『情熱せたがや、始め ました。』の配信充実 (配信回数増)	『情熱せたがや、始め ました。』の配信充実 (配信回数増)

※ 世田谷区新実施計画事業「若者の交流と活動の推進」と連携

⑤ 多言語化におけるICTの活用(国際課)【新規】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	自動翻訳等新技術の 有用性に関する検証	ICTの有効活用による 多言語対応の充実 職員向け手引きの改訂	ICTの有効活用による 多言語対応の充実	ICT活用の評価・検証

※ 世田谷区新実施計画事業「多文化共生の推進」と連携



情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの方向性	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善
情報化計画事業名	1-1-2	マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進	関係部 政策経営部 財務部 地域行政部 会計室 世田谷保健所 税・国保・手数料等取扱所管課関係部
区政における位置付け	<p><b>世田谷区基本構想</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>  トビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</li> <li>  ↳実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</li> </ul> <p><b>世田谷区基本計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳「6 実現の方策」</li> <li>  ↳「2 持続可能な自治体経営」</li> <li>  ↳「(5)行政経営改革の推進」</li> <li>↳<b>世田谷区情報化推進計画</b></li> <li>↳<b>本計画事業</b></li> </ul>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政サービスの利便性を向上させるために、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則による電子申請や電子調達の対象範囲の拡大や、納付方法の多様化及びマイナンバー制度を前提に手続きの簡素化を進めるなど、電子自治体のさらなる拡充を図る。</li> <li>・ 国は「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を作成し、マイナンバーカードの利活用を促進している。区においては行政サービスにおけるマイナンバーカードの利用を促進するための具体的な施策に取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する</li> </ul>		
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電子自治体共同運営による電子申請サービス、電子調達サービスは、平成27年4月から機能を改善した第三期サービスが稼働開始した。</li> <li>・ 債権管理重点プランに基づく債権管理の適正化と収納率向上のための納付機会拡大策として、これまでのコンビニ納付、モバイルレジに加え、平成29年度から特別区民税、軽自動車税、国民健康保険料のインターネット上でのクレジットカード納付を開始した。</li> <li>・ 中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)を整備するとともに、各種業務システムを改修し、各自治体間との情報連携を開始している。これにより、区民等は手続きの際に、住民票など添付書類の省略などが可能となった。</li> <li>・ 妊娠期から子育て家庭を切れ目なくサポートする「世田谷版ネウボラ」の取り組みである妊娠期面接において、平成29年度からインターネット予約システムの運用を開始している。</li> </ul>		
主な実施予定内容	平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>① マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充</li> <li>② 納付方法の多様化に向けた調査研究及び検討</li> <li>③ マイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上の検討及び促進</li> <li>④ 世田谷版ネウボラを支える情報システムの構築【新規】</li> </ol>		

情報化計画事業 1-1-2「マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進」年次別行動計画

① マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充(情報政策課、経理課、窓口調整・番号制度担当課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	マイナポータルの利用 (子育て関係手続きの 電子申請の実現)	マイナポータルの利用 の拡充	マイナポータルの利用 の拡充	マイナポータルの利用 の拡充
	電子申請サービスの実施	共同運営次期電子申請システム の選定 現システムからのデータ移行	新電子申請システムの 稼働開始。	電子申請サービスの実施
	電子調達サービスによる 資格審査、入札事務 の実施	電子調達サービスによる 資格審査、入札事務 の実施 第四期サービス移行に 伴う準備	第四期サービスによる 資格審査、入札事務 の実施	第四期サービスによる 資格審査、入札事務 の実施

② 納付方法の多様化に向けた調査研究及び検討(経理課、会計課、税・国保・手数料等取扱所管課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	納付方法の多様化(マルチ ペイメント、クレジットカード 決済等)の調査検討 (基幹システム等改修 経費比較検討)	納付方法の多様化(マルチ ペイメント、クレジットカード 決済等)の調査検討 (他パッケージシステム の研究)	マルチペイメント対応の 是非を比較	諸条件による方針の決定

③ マイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上の検討及び促進(窓口調整・番号制度担当課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	情報提供ネットワークシステム の利用の拡充 (添付書類省略の拡大)	情報提供ネットワークシステム の適正な運用と 対象業務拡大への対応	情報提供ネットワークシステム の適正な運用と 対象業務拡大への対応	情報提供ネットワークシステム の適正な運用と 対象業務拡大への対応
	マイキープラットフォーム 利活用の調査・研究	マイキープラットフォーム の利活用動向への対応	マイキープラットフォーム の利活用動向への対応	マイキープラットフォーム の利活用動向への対応
	※マイナンバーカード への旧姓併記運用の 開始 ※医療保険のオンライン 資格確認の段階的運用 開始	※戸籍法改正	※医療保険のオンライン 資格確認の本格運用	

上表中の※印は国等の動向(予定)

④ 世田谷版ネウボラを支える情報システムの構築(健康推進課)【新規】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	母子保健システム 要件定義・設計・開発	操作研修、データセット アップ 本稼働	関係システムとの情報 連携の検討	関係システムとの情報 連携開始

※ 世田谷区新実施計画事業「妊娠期からの切れ目のない支援(世田谷版ネウボラ)の推進」と連携

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの方向性	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善	
情報化計画事業名	1-1-3	ICTを活用した生涯学習及び学校教育の充実支援	関係部	教育委員会事務局 生涯学習部
区政における位置付け	<p><u>世田谷区基本構想</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>  トビジョン「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」</li> <li>  ↳ビジョン「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」</li> </ul> <p><u>世田谷区基本計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└「4 分野別政策」</li> <li>  ↳分野別政策「子ども若者・教育」└「2. 地域社会を創る生涯学習の充実」</li> <li>  ↳「4. 質の高い学校教育の充実」</li> </ul> <p>↳<u>世田谷区情報化推進計画</u></p> <p>↳<u>本計画事業</u></p>			
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習等を支援する環境の充実に向け、郷土に関する情報や資料を誰もが容易に利用できるようにするとともに、ICTを効果的に活用して図書館サービスの充実を図る。</li> <li>・ また、学校教育におけるICTをさらに活用した授業の展開等のため、ICT基盤の整備、充実を図る。</li> </ul>			
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年4月から、これまでの中央図書館・地域図書館15館・喜多見図書室に加え、4箇所の図書室に図書館システム・ネットワークを拡張し、図書室でのサービスを向上した。</li> <li>・ 郷土意識の醸成に向け、区で所有する地域資料・文化財を整理し、インターネットによる閲覧や検索が可能となるよう、(仮称)世田谷デジタルミュージアム構築に向けた準備を進めている。</li> <li>・ ICTを活用した学校教育の充実として、「世田谷区教育ビジョン」「世田谷区教育の情報化推進計画」等に基づく取り組みを進めている。</li> </ul>			
主な実施予定内容	平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ICTを活用した図書館のサービス向上及び業務効率化【拡充】</li> <li>② 文化財資料の公開及び閲覧性向上</li> <li>③ 学校教育におけるICT活用基盤の整備・充実</li> </ul>			

情報化計画事業 1-1-3「ICTを活用した生涯学習及び学校教育の充実支援」年次別行動計画

調整中

① ICTを活用した図書館のサービス向上及び業務効率化(中央図書館)【拡充】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	一部の館へのICタグ <sup>1</sup> 導入、稼動開始	一部の館へのICタグ 導入、稼動開始	一部の館へのICタグ 導入、稼動開始	全ての館へのICタグ 導入、稼動開始
	電子化資料公開システム の構築・稼動開始	電子化資料公開システム の運用	電子化資料公開システム の評価・検証	電子化資料公開システム の改善検討
	電子書籍貸出システム の調査・検討	電子書籍貸出システム の調査・検討	電子書籍貸出システム の調査・検討	電子書籍貸出システム の調査・検討
	インターネット閲覧端末 管理システムの構築・ 稼動開始	インターネット閲覧端末 管理システムの運用	インターネット閲覧端末 管理システムの評価・ 検証	インターネット閲覧端末 管理システムの改善検 討

※ 世田谷区新実施計画事業「知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造」、第2次教育ビジョン、第2次図書館ビジョンと連携

② 文化財資料の公開及び閲覧性向上(生涯学習・地域・学校連携課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	(仮称)世田谷デジタル ミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタル ミュージアムの公開	評価・検証	評価・検証結果に基づ く改善

※世田谷区新実施計画事業「文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み」と連携

③ 学校教育におけるICT活用基盤の整備・充実(教育総務課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	小学校の特別教室等 で利用するタブレット型 情報端末、大型拡大提 示機及び実物投影機 の整備	中学校の特別教室等 で利用するタブレット型 情報端末、大型拡大提 示機及び実物投影機 の整備	タブレット型情報端末、 大型拡大提示機、実物 投影機を活用した授業 の展開	タブレット型情報端末、 大型拡大提示機、実物 投影機を活用した授業 の展開
	大規模校のICT教育環 境拡充の検討	大規模小学校のICT教 育環境の拡充	大規模中学校のICT教 育環境の拡充	

※ 世田谷区新実施計画事業「世田谷9年教育」の推進、第2次世田谷区教育ビジョン、教育情報化計画と連携

<sup>1</sup> ICタグ：ICチップを搭載した図書に貼付する名札。従来のバーコードラベルに替わり資料の貸出・返却や資料管理等、業務の効率化に寄与する。

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取り組みの方向性	1-2 多様な主体(区・区民・各種団体等)の交流促進支援
情報化計画事業名	1-2-1 参加と協働の促進に向けた ICT 環境の整備	関係部	危機管理室 障害福祉担当部 産業政策部 総務部 政策経営部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想   トビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</p> <p>世田谷区基本計画   ト「4 分野別政策」   ↳分野別政策「暮らし・コミュニティ」ト「1. 地域コミュニティの促進」   ↳「2. 安全・安心のまちづくり」   ↳「3. 多様性の尊重」</p> <p>ト「6 実現の方策」   ↳「1 区民参加の推進(参加・協働、ネットワーク)」   ↳ト「(1)参加の拡充」   ↳世田谷区情報化推進計画   ↳本計画事業</p>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT を効果的に活用し、多様な媒体を通して区民参加事業の周知強化を図るなど、自治の担い手である区民がひとりでも多く区政に参加できる機会の拡充を図るとともに、区民の力と ICT を活かした区の魅力発見及び発信等、新たな取り組みを進める。</li> <li>ICT を活用した障害者への情報提供の充実及び自立と社会参加のサポートを継続する。</li> <li>ICT を活用した地域課題の解決に向け、安全安心なまちづくり、防災情報共有といった多様な分野での ICT の高度利用を推進する。また、官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針(平成 29 年 5 月 30 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等を踏まえて、保有するデータのオープンデータ化を推進する。</li> </ul>		
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 6 月より、緊急防災情報連携配信サービスを導入し、災害・防犯情報メール配信サービス、ツイッター、緊急速報メールを一体的に運用し、災害等情報を区民へ迅速に提供している。</li> <li>区では、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例等に基づき、すべての人にとって利用しやすい生活環境の整備を推進しており、区ホームページにおいても JIS X 8341-3:2010 の等級 AAA に一部準拠するなど、アクセシビリティ向上に向けた取り組みを進めてきている。</li> <li>平成 26 年度に、音声コード作成ソフトを事務用仮想デスクトップ上に導入するとともに、各所管におけるチラシ・封筒等への音声コードの導入を促進した。</li> <li>平成 26 年度から、まちなか観光アプリ「世田谷ぷらっと」を提供しているほか、SNS を活用して観光情報の提供や区民参加型の情報発信を進めるなど区の魅力発信に取り組んでいる。(世田谷産業振興公社) また、平成 29 年度に、観光ホームページの整備(世田谷産業振興公社)及びプロモーションビデオの作成・配信を行っている。(区)</li> <li>区では、オープンデータ推進指針を策定し、平成 29 年 9 月から世田谷区オープンデータポータルページにて約 340 項目のデータ提供を開始した。また、平成 29 年 3 月に、地理情報のオープンデータサイトを開設し、GIS データの提供を開始している。</li> </ul>		
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>ICT を活用した防災関連情報提供の促進 Free Wi-Fi【拡充】</li> <li>情報バリアフリーの推進及び障害者の社会参加のサポート</li> <li>区民の力と ICT を活かした区の新たな魅力発見及び発信</li> <li>区が保有する各種情報のオープンデータ化の促進</li> <li>パーソナルデータの利活用と保護の仕組みの研究【新規】</li> </ol>		

情報化計画事業 1-2-1「参加と協働の促進に向けた ICT 環境の整備」年次別行動計画

① ICT を活用した防災関連情報提供の促進 Free Wi-Fi (災害対策課)【拡充】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	避難所 Free Wi-Fi の設置及び周知	避難所 Free Wi-Fi の運用	避難所 Free Wi-Fi の運用	避難所 Free Wi-Fi の運用
	外国人向け防災マップアプリ多言語版作成	外国人向け防災マップアプリ多言語版普及促進	外国人向け防災マップアプリ多言語版普及促進	外国人向け防災マップアプリ多言語版普及促進
	各種ツールによる防災関連情報の提供	各種ツールによる防災関連情報の提供	各種ツールによる防災関連情報の提供	各種ツールによる防災関連情報の提供

※ 「SETAGAYA Free Wi-Fi 整備計画」と連携(～31 年度。32 年度以降の整備計画については別途調整予定。)

② 情報バリアフリーの推進及び障害者の社会参加のサポート (障害施策推進課、障害者地域生活課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	区発行印刷物における音声コード活用	区発行印刷物における音声コード活用・拡充	取り組み内容の検証・評価	取り組み内容の改善検討
	視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営	視覚障害者・聴覚障害者に配慮したホームページの運営		
	タブレット端末を利用した手話通訳の活用	タブレット端末を利用した手話通訳の活用		
	障害者パソコン教室の開催	障害者パソコン教室の開催		

③ 区民の力と ICT を活かした区の新たな魅力発見及び発信 (商業課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSによる世田谷の魅力発信及び発信に係る見直し検討	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSによる世田谷の魅力発信及び検討に基づく見直しの実施	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSを活用した世田谷の魅力発信及び効果検証	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSを活用した世田谷の魅力の効果的な発信

※ 世田谷区新実施計画事業「まちなか観光の推進」、世田谷区産業振興計画と連携

④ 区が保有する各種情報のオープンデータ化の促進 (区政情報課、情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	オープンデータ化の促進	新地理情報システムを活用した地理情報オープンデータ化の促進	オープンデータ・テストベッドの活用研究	オープンデータ広域化のための統一データレイアウトの活用研究

⑤ パーソナルデータの利活用と保護の仕組みの研究 (情報政策課、区政情報課)【新規】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	国、社会動向等の調査研究	国、社会動向等の調査研究	調査研究結果を踏まえた対応	調査研究結果を踏まえた対応

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの方向性	1-2 多様な主体(区・区民・各種団体等)の交流促進支援
情報化計画事業名	1-2-2 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた情報化環境整備	関係部	政策経営部 スポーツ推進部 産業政策部 都市整備政策部 生活文化部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>  トビジョン「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」</li> <li>  ↳ビジョン「より住みやすく歩いて楽しいまちにする」</li> </ul> <p>世田谷区基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ト「4 分野別政策」</li> <li>  ↳分野別政策「暮らし・コミュニティ」ト「5. 生涯スポーツの推進」</li> <li>  ↳「7. 産業振興・雇用促進」</li> </ul> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳本計画事業</li> </ul>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に向けて、馬術競技が開催される馬事公苑周辺やアメリカ選手団がキャンプを行なう大蔵運動場・大蔵第二運動場をはじめ区内各所に Free Wi-Fi の環境を整備するなど、国内外からの来訪者などに対する情報発信環境の整備を促進し、多くの人々に世田谷の魅力を発信する</li> </ul>		
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区では、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の馬術競技の会場として区内の馬事公苑が選ばれた。また、アメリカ合衆国選手団によるキャンプ地にも選ばれた。</li> <li>・ 国では、平成 27 年 7 月に「2020 年に向けた社会全体の ICT 化アクションプラン(第1版)」(総務省)が取りまとめられており、無料公衆無線 LAN 環境の整備、多言語音声翻訳システムの自動化、放送コンテンツの海外展開、4K・8K やデジタルサイネージの推進、第5世代移動通信システムの実現、オープンデータの活用、サイバーセキュリティ対策等を通じた「都市サービスの高度化」「高度映像配信」といった二つの分野横断的アクションプランを策定している。</li> <li>・ 区においては、公衆無線 LAN サービス「SETAGAYA Free Wi-Fi」の整備を順次進めている。</li> <li>・ 外国人向けの情報発信に関して、平成 29 年度に「多言語表記及び情報発信の手引き」を策定している。</li> </ul>		
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 多様な媒体等を活用した情報提供</li> <li>② まちなか観光の推進による世田谷の魅力の発信(1-2-1③再掲)</li> <li>③ ICT を活用したおもてなし(デジタルサイネージ、Free Wi-Fi 等)【新規】</li> <li>④ 多言語化における ICT の活用(1-1-1⑤再掲)【新規】</li> </ul>		

情報化計画事業 1-2-2「東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた情報化環境整備」年次別行動計画

① 多様な媒体等を活用した情報提供(広報広聴課、オリンピック・パラリンピック担当課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	各種広報媒体を活用した効果的な情報発信 (区ホームページのリニューアル準備)	各種広報媒体を活用した効果的な情報発信 (区ホームページのリニューアル)	各種広報媒体を活用した効果的な情報発信 区ホームページでの特設ページの掲載	各種広報媒体を活用した効果的な情報発信

② まちなか観光の推進による世田谷の魅力の発信(1-2-1③再掲)(商業課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSによる世田谷の魅力発信及び発信に係る見直し検討	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSによる世田谷の魅力発信及び検討に基づく見直しの実施	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSを活用した世田谷の魅力発信及び効果検証	観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNSを活用した世田谷の魅力の効果的な発信

※ 世田谷区新実施計画事業「まちなか観光の推進」、世田谷区産業振興計画と連携

③ ICTを活用したおもてなし(デジタルサイネージ、Free Wi-Fi等)(商業課、都市デザイン課、オリンピック・パラリンピック担当課)【新規】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	公衆無線LAN環境(SETAGAYA Free Wi-Fi)の整備箇所の拡充  デジタルサイネージ整備検討	公衆無線LAN環境(SETAGAYA Free Wi-Fi)の整備箇所の拡充  デジタルサイネージ整備・配信	公衆無線LAN環境(SETAGAYA Free Wi-Fi)の運用  デジタルサイネージによる世田谷の魅力発信及び発信に係る見直し検討	公衆無線LAN環境(SETAGAYA Free Wi-Fi)の運用  デジタルサイネージによる世田谷の魅力発信及び検証に基づく見直しの実施

※ 「SETAGAYA Free Wi-Fi 整備計画」と連携(～31年度。32年度以降の整備計画については別途調整予定。)

④ 多言語化におけるICTの活用(1-1-1⑤再掲)(国際課)【新規】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	自動翻訳等新技术の有用性に関する検証	ICTの有効活用による多言語対応の充実 職員向け手引きの改訂	ICTの有効活用による多言語対応の充実	ICT活用の評価・検証

※ 世田谷区新実施計画事業「多文化共生の推進」と連携



情報化政策	2 行政経営を支援する情報化	取組みの方向性	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進
情報化計画事業名	2-1-1	本庁舎等整備、世田谷区役所版働き方改革と連動した ICT 利用環境の整備・検討	関係部 政策経営部 総務部 庁舎整備担当部 環境政策部 子ども・若者部 危機管理室
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>└「実現に向けた方策」自治権の拡充と持続可能な自治体経営</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└「6 実現の方策」</p> <p>└「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└「(5)行政経営改革の推進」</p> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <p>└本計画事業</p>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎等整備基本構想や世田谷区役所版働き方改革と連動し、庁内だけでなく庁外での様々な場面を想定し、モバイル端末や外部サービス等を効果的に活用した業務改善や各種区民サービスの提供を推進する。</li> <li>ICTを活用し、会議資料ほかペーパーレス化を進め、紙文書の削減による業務効率向上、省スペース、省資源に資する。</li> </ul>		
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎及び世田谷区民会館は、建築後 50 年以上が経過しており、災害対策や区民サービス、環境性能などの様々な機能を向上させる必要があることから、区では本庁舎等の整備に向けた検討を重ね、平成 28 年 12 月に「世田谷区本庁舎等整備基本構想」を策定した。本庁舎等の整備に向けて、「本庁舎等整備推進委員会」に、「働き方・執務環境」「区民サービス・窓口」「防災・危機管理」「環境」「区民会館」「施設計画」のテーマごとに6つの分科会を設け、諸課題を明確にする検討を進めている。</li> <li>平成 29 年 7 月に「世田谷区役所版 働き方改革推進会議」を設置し、働き方改革 3 つの柱として、(1)W・L・B(ワーク・ライフ・バランス)の推進、(2)勤務時間の適正管理、(3)ワークスタイル改革を掲げ、具体的な取組みの整理・検討を進めている。</li> <li>タブレット端末を各総合支所に配備し、窓口における区民サービス向上や、ビデオ通話による手話通訳サービスなどに活用している。</li> <li>本庁舎会議室の一部に庁内 Wi-Fi を導入し、ペーパーレス会議等の試行を行っている。</li> <li>セキュアな LTE を利用して庁内ネットワークへ閉域接続することで、外出先からでも安全に業務ができる通信環境を構築し、モバイルワークの実証実験を実施している。</li> </ul>		
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>モバイル端末を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現【拡充】</li> <li>ペーパーレス会議ほか紙文書削減の徹底【拡充】</li> <li>区立保育園におけるICT利用環境の整備・検討【新規】</li> <li>災害対策本部におけるICT環境の整備【新規】</li> </ol>		

情報化計画事業 2-1-1「本庁舎等整備、世田谷区役所働き方改革と連動した ICT 利用環境の整備・検討」年次別行動計画

① モバイル端末を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現(政策企画課、情報政策課、総務課、人事課、職員厚生課、庁舎整備担当課)【拡充】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	現場でのモバイル端末 を利用した新たな業務 運用の試行	一部の業務でのモバイル ワーク本稼働 現場でのモバイル端末 利用の試行拡充 モバイル端末配置の拡 充	モバイルワーク本稼働 の拡充 モバイル端末配置の拡 充	モバイルワーク本稼働 の拡充 モバイル端末配置の拡 充
	情報セキュリティ及び服 務関連規程の整備・検 討	情報セキュリティ及び服 務関連規程の整備・検 討	情報セキュリティ及び服 務関連規程の整備・検 討	情報セキュリティ及び服 務関連規程の整備・検 討

② ペーパーレス会議ほか紙文書削減の徹底(政策企画課、総務課、区政情報課、環境計画課)【拡充】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	一部庁内会議でのペ ーパーレス会議試行	ペーパーレス会議 試行拡充	ペーパーレス会議 本格運用	取り組み内容の検証・ 評価
	紙文書のデータ化ガイ ドラインの策定 データ保存環境の検討	紙文書のデータ化の試 行実施 データ保存環境の整備	紙文書のデータ化の本 格実施 データ保存環境の整備	紙文書のデータ化の継 続実施 取組内容の検証・評価
	文書起案の電子決裁 の徹底 総合文書管理システム の操作性の向上に向け た検討	文書起案の電子決裁 の徹底 総合文書管理システム の操作性の向上に向け た改善	文書起案の電子決裁 の徹底 総合文書管理システム の操作性の向上に向け た改善	取組内容の検証・評価

③ 区立保育園におけるICT利用環境の整備・検討(保育課)【新規】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	運用要件、機能要件の 検討 クラウドサービス選定	区立保育園(5 園)での モデル実施・検証 検証結果による運用検 討・システム修正	全区立保育園への導 入 操作研修	操作研修 導入効果検証・見直し

④ 災害対策本部におけるICT環境の整備(災害対策課)【新規】

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	新庁舎災害対策本部 ICT 環境の整備 調査・検討、要件定義	新庁舎災害対策本部 ICT 環境の整備 システム仕様決定、選 定	新庁舎災害対策本部 ICT 環境の整備 設備、システム等構築	新庁舎災害対策本部 ICT 環境の整備完了

※ 計画年次は、平成 33 年度(2021 年度)中に本庁舎等整備第1期竣工を見込んだもの。

情報化政策	2 行政経営を支援する情報化	取組みの方向性	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進
情報化計画事業名	2-1-2 ICTを活用したより安全で安心な行政事務の実現	関係部	会計室 子ども・若者部 政策経営部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>└「実現に向けた方策」自治権の拡充と持続可能な自治体経営</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└「6 実現の方策」</p> <p>└「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>└世田谷区情報化推進計画</p> <p>└本計画事業</p>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内コミュニケーションや各種会議体の運営管理等の円滑化等を通して、よりスピーディな行政事務の実現を目指す。</li> </ul>		
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区では、これまでの取組みと国の要請を踏まえ、日々の会計処理に複式簿記仕訳を導入し、あわせて固定資産台帳を整備し、これまでの取組みを充実させた新公会計制度を平成30年度から導入する。新たな財務会計システムで、自治体会計の処理に併せて複式簿記・発生主義による仕訳を行い、新たに整備する固定資産台帳の資産データとともに、財務諸表を作成する。</li> <li>・ 平成28年の児童福祉法改正により、特別区も児童相談所を設置できることとなり、世田谷区は平成32年4月以降できる限り早い時期に区立の児童相談所を開設する。児童や保護者からの相談情報の受付業務を中心に、管理業務、費用徴収業務(負担金)、里親管理業務、電話相談業務等を取り扱う。</li> <li>・ 平成29年度に、総務省が示す自治体情報システム・ネットワーク強靱性向上モデルに従い、庁内ネットワークを再編成し、インターネット接続を厳格に制限することとなった。一方で、クラウド化に見られるように、インターネットを活用した自治体業務の更なる効率化が求められている。</li> </ul>		
主な実施予定内容	<p>平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 財務会計システムの安定運用及び新公会計制度の活用</li> <li>② 児童相談所移管に向けた情報システムの構築【新規】</li> <li>③ セキュリティ強靱化のもとでのインターネット活用環境の検討・整備</li> </ol>		

情報化計画事業 2-1-2「ICTを活用したより安全で安心な行政事務の実現」年次別行動計画

① 財務会計システムの安定運用及び新公会計制度の活用(会計課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	新公会計機能運用 開始 新システム運用検証・ 改善	決算整理、財務諸表 作成 新システム運用検証・ 改善	財務諸表評価・検証 経年比較実施	財務諸表改善 精度向上

② 児童相談所移管に向けた情報システムの構築(子ども家庭課)【新規】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	児童相談システム 調査・検討・導入	東京都からケースの引 継ぎ データセットアップ作業 システムを利用するの 事前準備	児童相談システム運用 開始	児童相談システム改善

※ 世田谷区新実施計画事業「効果的な児童相談行政の推進」と連携

③ セキュリティ強靱化のもとでのインターネット活用環境の検討・整備(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	外部共有ファイルの試 行 外部ビデオ会議システ ムの試行	試行結果を基に運用ガ イドラインを策定 外部共有ファイルの本 稼働 外部ビデオ会議システ ムの本稼働	システム最適化調整	システム最適化調整
	インターネット VDI 環境 の改善・充実	インターネット VDI 環境 の改善・充実		

情報化政策	2 行政経営を支援する情報化	取組みの方向性	2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進	
情報化計画事業名	2-2-1	クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進	関係部	政策経営部 その他関係部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└ 「6 実現の方策」</p> <p>└ 「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└ 「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>└ 世田谷区情報化推進計画</p> <p>└ 本計画事業</p>			
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内業務のさらなる省力化に向け、会議・打合せ資料等の電子化及び庁内コミュニケーションツールの活用を推進する。</li> <li>・ 情報端末や入出力機器(プリンター、コピー、FAX、スキャナ等)の統廃合を含め、オフィス内の省スペース化、省電力化、ペーパーレス化を図るとともに、管理や保守の省力化を図る。</li> <li>・ 特に、クラウド・仮想化技術等については、持続可能な行政改革効果に資するものとして、積極的に活用する。</li> </ul>			
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区では庁内業務の省力化に向けて、グループウェアを通じた外部関係者との情報共有や、モバイル回線から庁内仮想デスクトップへ接続する試行、一部会議室での庁内ネットワーク Wi-Fi 試行などを進めている。</li> <li>・ 情報システムのスリム化の観点では、既存システムのリプレース等のタイミングで、区専用の仮想化環境への移行、さらに仮想化サーバー及びデスクトップ仮想化環境のクラウド環境への移行を進めている。</li> <li>・ 庁内ネットワーク及び通信機器の整理統合を推進し、インターネット閲覧用 VDI 環境を構築した。</li> <li>・ 情報システム導入等ガイドライン及び情報システムライフサイクル管理マニュアルに従い、システム企画・開発から更改に至るまでの一連の作業やシステム運用管理における PDCA サイクルの可視化を推進している。</li> </ul>			
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)			
	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 庁内業務の省力化の促進</li> <li>② 新たな技術やサービスを活用した情報システム運用のスリム化推進</li> <li>③ 各種指針・ガイドライン等を活用したシステム最適化の推進</li> </ol>			

情報化計画事業 2-2-1「クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進」年次別行動計画

① 庁内業務の省力化の促進(情報政策課、関係各課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	庁内コミュニケーションツールの環境最適化 庁内ビデオ会議システム本稼働	庁内コミュニケーションツールのリプレース(庁外コミュニケーションツールとの統廃合)	コミュニケーションツールの環境最適化	コミュニケーションツールの環境最適化
	利用ガイドラインの策定	利用ガイドラインの改訂		

② 新たな技術やサービスを活用した情報システム運用のスリム化推進(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	IDESシステム及び業務 端末:クラウドサービス 上での稼働 事務用端末:クラウドサービス 上でのVDI構築	認証基盤(一部)・グループウェア:クラウドサービスへの移行 事務用端末VDI OSバージョンアップ 業務サーバーOSバージョンアップ 事務用プリンター段階的廃止	クラウドサービス上のサーバーのサイズ最適化 VDI環境の最適化	クラウドサービス上のサーバーのサイズ最適化 VDI環境の最適化

③ 各種指針・ガイドライン等を活用したシステム最適化の推進(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	システム更改前評価の実施 システム開発・更改時のプロポーザル支援の実施	システム更改前評価の実施 システム開発・更改時のプロポーザル支援の実施	システム更改前評価の実施 システム開発・更改時のプロポーザル支援の実施	システム更改前評価の実施 システム開発・更改時のプロポーザル支援の実施

情報化政策	3 情報化基盤の強化		取組みの方向性	3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善	
情報化計画事業名	3-1-1	情報基盤の整備及び業務継続対策の推進		関係部	政策経営部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>└「実現に向けた方策」自治権の拡充と持続可能な自治体経営</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└「6 実現の方策」</p> <p>└「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <p>└本計画事業</p>				
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の庁内情報基盤の整備にあたり、時代に即した最も投資対効果の適切な技術や実現方法を選択することで、信頼性や拡張性をさらに向上させるとともに、運用負荷の軽減を図る。</li> <li>また、行政事務の ICT への依存度が高まる中、災害時に重要な業務を可能な限り継続するため、情報システムやネットワークの継続性の強化を図りつつ、それらが途絶した場合でも代替手法による対応策を各所管課で事前に準備するなどの対策を進める。</li> </ul>				
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムに係る投資対効果の向上のため、平成26年1月の住民情報系システムサーバーのクラウド化をはじめ、仮想化技術の利用による庁内システムサーバーの整理・統合を進めてきた。その結果、日々の省エネルギー行動の取り組みにより、平成26年度に比べ、電気使用量では約10%、(26年度 2,039,080kwh→28年度 1,850,578kwh)、電気料金では約30%(26年度 42,551,848 円→28年度 29,194,649 円)の削減効果となった。</li> <li>情報システムやネットワークの継続性の強化として、ICT-BCP に基づき、平成 28 年 8 月より災害時用外部データセンターの運用を開始している。</li> <li>業務システムサーバーの移行先であるクラウドサービスとして、東日本サイトと西日本サイトとの冗長構成となっているクラウドサービスを選択している。</li> </ul>				
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)				
	<p>① 庁内情報基盤の安定的な維持管理及び改善に向けた取組みの推進</p> <p>② ICT 基盤管理部門における業務継続計画 ICT-BCP に基づく取組みの継続</p>				

情報化計画事業 3-1-1「情報基盤の整備及び業務継続対策の推進」年次別行動計画

① 庁内情報基盤の安定的な維持管理及び改善に向けた取組みの推進(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	事務センター老朽化に伴う計画的修繕の実施 本庁舎等整備に係る今後の事務センターのあり方の検討	事務センター老朽化に伴う計画的修繕の実施 事務センター内レイアウト変更	事務センター計画的修繕の実施	事務センター計画的修繕の実施
	本庁舎等整備に関する検討	総合支所等のネットワーク機器及び自営線ネットワーク機器のリプレース 総合支所への DHCP 導入 本庁舎等整備に関する検討・移設計画	本庁舎等整備に関する検討・移設計画 本庁舎等整備に係る一部ネットワーク機器移設	本庁舎等整備によるネットワーク機器一次整備(エネルギーセンター)

② ICT 基盤管理部門における業務継続計画 ICT-BCP に基づく取組みの継続(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	ネットワーク冗長化等による事業継続性の検討(要件定義)	検討結果に基づくネットワーク設計(基本設計)	検討結果に基づくネットワーク設計(詳細設計)	設計に基づく実施



情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの方向性	3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善	
情報化計画事業名	3-1-2	安定した業務運営に向けたシステムリプレイス(機器の更改)及び法制度改正に対応したシステム改修の実施	関係部	関係各部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└ 「6 実現の方策」</p> <p>└ 「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└ 「(5)行政経営改革の推進」</p> <p>└ 世田谷区情報化推進計画</p> <p>└ 本計画事業</p>			
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種業務システムのリプレイスや、法制度改正等に伴うシステム改修を着実に実施することにより、安定した業務運営を継続する。</li> <li>また、長年使用されているシステムの中には、古い OS 上でしか動作しない等の課題を抱えるもの(レガシーシステム)も存在する。レガシーシステムについては、保守運営経費が高くなる傾向があるほか、情報セキュリティ面の課題も生じる場合もあるため、業務への影響を踏まえつつ、計画的にリプレイスを実施していく。</li> </ul>			
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム導入等ガイドライン及び情報システムライフサイクル管理マニュアルに従い、定期的にシステム所管課にシステム評価を実施させるとともに、評価結果を情報システム推進委員会にて審議。これにより、既存システムのライフサイクルコストや財務的・非財務的効果、システム・業務面での成果と課題を洗い出し、その結果に基づくシステム更改判断を行い、システムライフサイクルに即した客観的かつ効果的なシステムリプレイスを全庁的に実施している。</li> <li>情報システムのリプレイスにあたっては、世田谷区専用のプライベートクラウド上への移行を進めている。</li> </ul>			
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)			
	<p>① システムライフサイクルに対応したシステムリプレイスの実施</p> <p>② 法制度改正等に対応したシステム改修の実施</p>			

情報化計画事業 3-1-2「安定した業務運営に向けたシステムリプレイス(機器の更改)及び法制度改正に対応したシステム改修の実施」年次別行動計画

① システムライフサイクルに対応したシステムリプレイスの実施(関係各課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	ホームページ・CMS、 電話催告システム、選 挙管理支援システム、 住民基本台帳ネットワ ークシステム、公共施 設利用案内システム (けやきネット)、生活保 護システム、街づくり情 報システム(IDES)、指 定道路閲覧管理システ ム、国有財産移管シス テム、土地境界確定・ 地籍調査・工事情報シ ステム、文化財資料管 理システム	ホームページ・CMS、 施設経営情報システ ム、OCR 済通読込・伝 送システム、選挙投票 速報システム、戸籍シ ステム、証明書自動交 付システム、ゴルフ練 習場管理システム、農 地台帳システム、保健 福祉総合情報システ ム、雨量水位観測	課税資料イメージ化・ OCR システム、大気汚 染総合監視システム、 障害認定システム、介 護保険システム(認定支 援)、区民健康情報シ ステム、放置自転車シ ステム、コミュニティサイ クルシステム、レンタサイ クルシステム、レンタサイ クル管理システム	区民の声システム、人 事情報システム、有料 ごみ処理券事務、粗大 ごみ申告受付業務、障 害者自立支援システ ム、コミュニティサイク ルシステム、レンタサイ クル管理システム、学校 給食費収納管理システ ム

② 法制度改正等に対応したシステム改修の実施(関係各課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	法制度改正等に対応し た各システムの改修 (住民記録、住基ネット GW、証明書自動交 付、課税、選挙管理、 国民健康保険、後期高 齢、要介護認定支援の 各システム)	法制度改正等に対応したシステム改修の実施		
	元号変更に伴う 各システムの改修			

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの方向性	3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善	
情報化計画事業名	3-1-3	ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化	関係部	政策経営部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└ 「6 実現の方策」</p> <p>└ 「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└ 「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <p>└ 本計画事業</p>			
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT ガバナンス(※)のさらなる強化を図り、情報化政策を効果的に推進するとともに、人的・物理的・技術的セキュリティ対策を総合的に推進する。</li> <li>(※)ICT ガバナンスとは、「組織体、共同体がITを導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT 活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること」を意味する。</li> </ul>			
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>CIO、CISO アドバイザリーとして専門的な知見を有する外部有識者を任命し、定期的に会議を開催。情報化を推進するにあたっての方向性や意思決定において、情報セキュリティやガバナンスに関する外部の専門的な観点からの知見を得て CIO、CISO を中心とした情報化の推進に取り組んでいる。</li> <li>ICT 利用環境の変化に合わせ、情報セキュリティポリシーを始めとした各規程類を見直し、改訂、策定している。</li> <li>情報セキュリティ・インシデント発生時にその状況を把握・分析し、被害拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うため、CISO をトップとした世田谷区 CSIRT を組織している。</li> </ul>			
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)			
	<ol style="list-style-type: none"> <li>CIO・CISO を中心とした情報化推進体制の強化</li> <li>情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施</li> <li>ICT 調達最適化推進</li> <li>情報セキュリティ対策の総合的推進</li> <li>AI 等新技術を活用した情報セキュリティ技術的対策の強化</li> </ol>			

情報化計画事業 3-1-3「ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化」年次別行動計画

① CIO・CISO を中心とした情報化推進体制の強化(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	CIO・CISO アドバイザーを活用した CIO・CISO 補佐体制及び情報政策立案機能の継続的強化 幹部職員を対象としたセキュリティマネジメント研修等の検討	CIO・CISO アドバイザーを活用した CIO・CISO 補佐体制及び情報政策立案機能の継続的強化 幹部職員を対象としたセキュリティマネジメント研修等の実施	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組み内容の改善

② 情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	ICT の進展に対応した情報関連規程の見直し及び庁内普及推進	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組み内容の改善検討	取組み状況の評価

③ ICT 調達の最適化推進(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	運用保守委託契約確認手法の構築及び試行実施	主要システムの運用保守委託契約の確認(2～3システム)	主要システムの運用保守委託契約の確認(2～3システム)	主要システムの運用保守委託契約の確認(2～3システム)

④ 情報セキュリティ対策の総合的推進(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	ICT の進展に対応した情報セキュリティに関する技術的対策の継続的実施 情報セキュリティ監査を通じた PDCA サイクルによる情報セキュリティレベルの継続的強化	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組み内容の改善検討	取組み状況の評価

⑤ AI 等新技术を活用した情報セキュリティ技術的対策の強化(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	AI等新技术を活用した情報セキュリティ技術的対策の調査・検討・導入 (アンチスパム・メールウイルスチェック機器リプレース)	AI等新技术を活用した情報セキュリティ技術的対策の調査・検討・導入 (インターネット接続ファイアウォール及びIPS機器リプレース)	AI等新技术を活用した情報セキュリティ技術的対策の調査・検討・導入 (メール交換機とファイアウォールの機器リプレース)	AI等新技术を活用した情報セキュリティ技術的対策の調査・検討・導入 (シスログサーバー機器リプレース)

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの方向性	3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の育成	
情報化計画事業名	3-2-1	情報システム運用、データ利用、AI 等活用等の強化に向けた人材育成	関係部	政策経営部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>└「実現に向けた方策」自治権の拡充と持続可能な自治体経営</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└「6 実現の方策」</p> <p>└「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <p>└本計画事業</p>			
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムのライフサイクル全般を継続的に支える人材を育成することにより、システムの安定的な運用を図る。</li> <li>また、ICT を的確に活用して区民サービス向上や業務改善に向けた課題を解決できる組織づくりを進める。</li> <li>AI 等先進技術を区民サービスに有効に活用するため、調査研究、検討を行う。</li> </ul>			
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビッグデータ、オープンデータに関する動向調査及び研究を進めるとともに、政策研究・調査課及び区政情報課との共同研究、庁内向け実務説明会の開催、外部団体への参加などを進めて、最新動向の収集と人材育成を進めている。</li> <li>ICT 関連の経験・ノウハウ継承については、過去の事例を一覧できる仕組みを構築し、運用している。</li> </ul>			
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)			
	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 全庁的な情報システムライフサイクル管理の向上に向けた人材育成</li> <li>② ビッグデータやオープンデータ等、多様なデータを効果的に活用できる人材の育成</li> <li>③ AI や IoT、センサーの調査研究、検討【新規】</li> <li>④ ICT 関連の経験・ノウハウの蓄積、継承の推進</li> </ol>			

情報化計画事業 3-2-1「情報システム運用、データ利用、AI等活用等の強化に向けた人材育成」年次別行動計画

① 全庁的な情報システムライフサイクル管理の向上に向けた人材育成(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	外部専門研修の継続 的受講、eラーニングの 拡充	外部専門研修の継続 的受講、eラーニングの 拡充	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組 み内容の改善検討
	システム管理所管課向 け研修講師の養成	システム管理所管課向 け研修の実施		

② ビッグデータやオープンデータ等、多様なデータを効果的に活用できる人材の育成(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	一般社団法人オープン &ビッグデータ活用・地 方創生推進機構(VLE D)主催研修・オープン データシンポジウム等 への参加	VLED主催研修・オー プンデータシンポジウ ム等への参加	VLED主催研修・オー プンデータシンポジウ ム等への参加 オープンデータアイデ アソンの研究・検討	VLED主催研修・オー プンデータシンポジウ ム等への参加 オープンデータアイデ アソンの研究・検討

③ AIやIoT、センサーの調査研究、検討(情報政策課)【新規】

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	行政におけるAI等 活用の研究、実証実験 の検討	行政におけるAI等 活用実証実験の実施	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組 み内容の改善検討

④ ICT関連の経験・ノウハウの蓄積、継承の推進(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	課内研修実施及び外 部研修への参加、課内 職員へのフィードバック	課内研修実施及び外 部研修への参加、課内 職員へのフィードバック	課内研修実施及び外 部研修への参加、課内 職員へのフィードバック	課内研修実施及び外 部研修への参加、課内 職員へのフィードバック
	継承する知識・ノウ ハウの収集	継承する知識・ノウ ハウの蓄積サイト(ナレ ッジマネジメントシス テム)の構築	継承する知識・ノウ ハウの蓄積サイト(ナレ ッジマネジメントシス テム)の 情報更新	継承する知識・ノウ ハウの蓄積サイト(ナレ ッジマネジメントシス テム)の 情報更新

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの方向性	3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の育成
情報化計画事業名	3-2-2 情報セキュリティの強化に向けた人材育成	関係部	政策経営部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <p>┆ トビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</p> <p>┆ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</p> <p>世田谷区基本構想</p> <p>┆ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>┆ 「6 実現の方策」</p> <p>┆ 「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>┆ 「(5)行政経営改革の推進」</p> <p>┆ 世田谷区情報化推進計画</p> <p>┆ 本計画事業</p>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>各所属及び情報政策課における情報セキュリティ人材の育成を進めることにより、区全体として情報セキュリティレベルの向上を図る。</li> </ul>		
これまでの取組や背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>ランサムウェア等の電子メールによる攻撃をはじめとして、情報セキュリティに係る重大、大規模な事故が相次いでいる中、世田谷区においても情報セキュリティ人材の育成を通じ組織全体の情報セキュリティレベルを継続的に向上させる必要がある。</li> <li>全庁的な情報セキュリティ対策の推進に向けた情報システム部門の人材育成として、外部専門研修・演習の受講等で最新情報の収集・スキル習得、CSIRT の設置等を行っている。</li> <li>一方、各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成のために、新任情報化担当者事務説明会や自己点検、全職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施し、日常的な遵守事項の意識付けのため、ポータルマガジンの発行を行っている。</li> <li>庶務担当課長会にて、庁内におけるインシデント事例の情報共有を実施している。</li> <li>CSIRT 構成員間においてインシデント発生時の迅速な対応のため情報共有を実施している。</li> </ul>		
主な実施予定内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>全庁的な情報セキュリティ対策の推進に向けた情報システム部門の人材育成</li> <li>各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成</li> <li>最新の情報セキュリティ事件事例等に関する庁内向け情報提供の継続的実施</li> </ol>		

情報化計画事業 3-2-2「情報セキュリティの強化に向けた人材育成」年次別行動計画

① 全庁的な情報セキュリティ対策の推進に向けた情報システム部門の人材育成(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	ICT人材育成指針に基づく情報セキュリティ専門研修及びeラーニング等の受講 庁内向けセキュリティ研修講師人材の育成	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組み内容の改善検討	取組み状況の評価

② 各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	各所属における情報セキュリティ対策のキーマンとなる情報化担当者向け研修の実施 情報セキュリティ自己点検等に基づく職員の自主的改善の推進	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組み内容の改善検討	取組み状況の評価

③ 最新の情報セキュリティ事故事例等に関する庁内向け情報提供の継続的实施(情報政策課)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
取組予定 内容	情報セキュリティ事故事例等の情報収集と庁内情報共有の推進 CSIRTによる情報共有	情報セキュリティ事故事例等の情報収集と庁内情報共有の推進 CSIRTによる情報共有	情報セキュリティ事故事例等の情報収集と庁内情報共有の推進 CSIRTによる情報共有	情報セキュリティ事故事例等の情報収集と庁内情報共有の推進 CSIRTによる情報共有
		取組み状況の評価	評価結果に基づく取組み内容の改善検討	取組み状況の評価



行政経営改革の視点 情報システム最適化、コスト抑制の取り組み（再掲）

2-1-1「本庁舎等整備、世田谷区役所働き方改革と連動した ICT 利用環境の整備・検討」

① モバイル端末を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現(政策企画課、情報政策課、総務課、人事課、職員厚生課、庁舎整備担当課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	現場でのモバイル端末を利用した新たな業務運用の試行	一部の業務でのモバイルワーク本稼働 現場でのモバイル端末利用の試行拡充 モバイル端末配置の拡充	モバイルワーク本稼働の拡充 モバイル端末配置の拡充	モバイルワーク本稼働の拡充 モバイル端末配置の拡充
効果	場所等にとらわれない柔軟な働き方を可能にし、移動などのすきま時間を有効活用、新たな時間を創出する。			
	560,000 円	1,500,000 円	4,000,000 円	9,200,000 円

2-2-1「クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進」

② 新たな技術やサービスを活用した情報システム運用のスリム化推進(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	IDES システム及び業務端末:クラウドサービス上での稼働 事務用端末:クラウドサービス上でのVDI構築	認証基盤(一部)・グループウェア:クラウドサービスへの移行 事務用端末VDI OSバージョンアップ 業務サーバーOSバージョンアップ 事務用プリンター段階的廃止	クラウドサービス上のサーバーのサイズ最適化	クラウドサービス上のサーバーのサイズ最適化
効果				
	103,765,000 円	253,875,000 円	232,530,000 円	—

3-1-3「ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化」

① CIO・CISO を中心とした情報化推進体制の強化(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	CIO・CISO アドバイザ ーを活用した CIO・ CISO 補佐体制及び情 報政策立案機能の継 続的強化	CIO・CISO アドバイザ ー取組み状況の評価	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組 み内容の改善
効果	外部識者の知見を頂きながら、情報化におけるガバナンス、セキュリティ体制を強化し、費用対効果 の最大化、リスクの最小化に継続的に取り組んでいく。			
	—	—	—	—

② 情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	ICT の進展に対応した 情報関連規程の見直し 及び庁内普及推進	取組み状況の評価	評価結果に基づく取組 み内容の改善検討	取組み状況の評価
効果	情報化における調達・運用ルールを庁内に浸透させ、組織全体の ICT ガバナンス、セキュリティ体 制を強化し、費用対効果の最大化、リスクの最小化に継続的に取り組んでいく。			
	—	—	—	—

③ ICT 調達の最適化推進(情報政策課)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	運用保守委託契約確 認手法の構築及び試 行実施	主要システムの運用保 守委託契約の確認(2 ～3システム)	主要システムの運用保 守委託契約の確認(2 ～3システム)	主要システムの運用保 守委託契約の確認(2 ～3システム)
効果	ICT 調達の最適化に不断で取り組み、コストの抑制に取り組んでいく。			
	—	—	—	—

[票の見方]

情報化政策		取組みの 方向性	
情報化計画 事業名			関係部
区政における 位置付け	<p>本事業と区の基本構想や基本計画その他の計画等との関連を示します。</p>		
事業のねらい	<p>本事業のねらいや方向性、期待する効果等を示します。</p>		
これまでの取 組や背景	<p>本事業に関連する過去の区の取組みや、事業実施の背景等を示します。</p>		
主な実施予定 内容	平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)		
	<p>本事業に関する主な実施予定内容を示します。</p>		

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
取組予定 内容	<p>本事業を構成する各事業の具体的な取組予定内容を示します。</p>			

## 参考 用語解説

## 用語解説（五十音順）

## ● AI

AI (Artificial Intelligence) とは、人工知能の英訳であり、人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指す。

AI 自体は 1950 年代から存在する概念であるが、「Deep Learning (ディープラーニング)」という機械学習手法の発展に伴い、急速に進歩を遂げている。これは、コンピュータに大量のデータを提供し、コンピュータ自身が自ら学習していく手法である。IoT (Internet of Things : モノのインターネット) と合わせて、市民生活向けサービスや企業経営への応用が期待されている。

## ● CIO

CIO (Chief Information Officer) とは、企業や組織において、ICT 分野を統括する担当役員 (最高責任者) を指す。とくに日本の政府機関においては、2000 年の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部) 令によって、全中央府省が、情報化統括責任者 (CIO) や情報化統括責任者補佐官 (CIO 補佐官) を設置するようになり、府省全体や各府省における IT 導入や IT ガバナンスの強化を支援することとなった。近年、都道府県・市区町村も、中央府省の事例に沿って CIO や CIO 補佐官を設置するケースが増えている。

## ● CISO

CISO (Chief Information Security Officer) とは、企業や組織内で情報セキュリティを統括する担当役員 (最高責任者) を指す。コンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策だけでなく、機密情報や個人情報の管理についても統括することが多い。近年、都道府県・市区町村でも、CIO と同様に情報セキュリティの重要性を認識されるようになってきており、CISO を設置するケースが増えている。

## ● CSIRT (シーサート)

CSIRT (Computer Security Incident Response / Readiness Team) とは、企業や組織におけるコンピュータセキュリティにかかるインシデント (事故などの危機が発生する恐れのある状況) に対処するための組織の総称を指す。インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を収集・分析し、対応方針や手順の策定などの活動を行う。日本の政府機関における例としては、2012 年、内閣官房情報セキュリティセンター内に設置された「情報セキュリティ緊急支援チーム」(CYber incident Mobile Assistant Team: CYMAT) があげられる。

## ● Free Wi-Fi

Free Wi-Fi とは、無料の無線 LAN サービスを指し、ノートパソコン・スマートフォン・タブレットの所有者が誰でもインターネットに接続できる。日本においては、電気通信事業者と利用契約が必要な無線 LAN サービスが多かったため、外国人旅行者から「契約をしていない外国人旅行者は公衆無線 LAN が使用できない」との声が多く寄せられた。そのため 2020 年の東京オリンピック開催を控え、各自治体において、都市や観光スポットなどで拡充が進められている。

## ● GIS

GIS (Geographic Information System(s)) とは、地理情報システムの略称であり、地理情報および付加情報をコンピュータ上で作成・管理・検索するシステムを指す。人工衛星、現地踏査などから得られたデータを、空間、時間の面から分析・編集することができ、科学的調査、土地、施設や道路などの地理情報の管理、都市計画などに利用される。コンピュータの発展にともなって膨大なデータの扱いが容易になり、リアルタイムでデータを編集、シミュレーション、時系列データの表現など、従来の紙面上の地図では実現不可能であった高度な利用が可能になってきている。

## ● ICT-BCP

ICT-BCP とは、情報通信技術部門における業務継続計画(Business Continuity Planning: BCP)の略称である。これは地方公共団体が主に大規模な災害が発生した際に、情報システムの継続的稼働が可能となるように平常時から事前に備える計画を指す。災害時、地方公共団体が復旧・復興活動を担うが、情報システムの稼働は極めて重要である。総務省は、BCP策定時は策定段階に応じて、適切な BCP 訓練を実施し、策定後の維持管理においては、定期的にその時の訓練目的に応じて適切な訓練を実施、継続していくことを推奨している。

## ● ICT ガバナンス

ICT ガバナンスとは、情報システムの効果が出ているか、役に立っているか、適切な費用となっているか、安全・安定稼働しているかを組織的にチェックし、適正化していく取り組みのことを指す。近年、クラウド化やパッケージ利用等の情報システムの多様化・技術進展や高度化が進んでおり、自治体でも情報システムのブラックボックス化やベンダー依存を防止し、適正な価格で情報システムを調達・維持していく必要がある。具体的な対応として、「情報システム調達ガイドライン」の策定、情報資産台帳の整備による情報資産の管理、専門所管課によるフォロー体制の確立などがあげられる。

## ● IoT

IoT (Internet of Things) とは、「モノのインターネット」の英訳であり、様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる)、情報交換することにより相互に制御する仕組みである。近年、IoT の活用は、小売店における来店客の測定や、運送会社における自社の配送車や荷物の動きの測定による業務の最適化など、民間事業者を中心に、各種事業への応用が進んでいる。また、自動車とIoT の組み合わせでは、自動車そのものがインターネットに接続するデバイスとなり、移動という概念自体が変わるといわれている。民間の普及に合わせて政府機関・地方公共団体においての住民サービスや業務においても普及が進んでいくものと考えられる。

## ● LGWAN

LGWAN (Local Government Wide Area Network) とは、総合行政ネットワークの略称であり、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークを指す。LGWAN は、地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続している。また、府省間ネットワークである政府共通ネットワークとの相互接続により、国の機関との

情報交換を行っている。LGWANでは、電子メール、電子掲示板などの基本的サービスのほか、地方公共団体が発信する電子文書等について、秘密を保持し、認証を行い、改ざんや否認を防止するための地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）のシステムを運営するとともに、アプリケーション・サービス・プロバイダ（LGWAN-ASP）による様々な行政用アプリケーション・サービスが提供されている。

## ● LTE

LTE（Long Term Evolution）とは、携帯電話の通信規格の一つで、第3世代携帯の通信規格（3G）をさらに高速化させたものを指す。LTEの理論上の最高通信速度は、ダウンロードで100Mbps以上、アップロードで50Mbps以上と、家庭向けブロードバンド回線レベルの通信を携帯端末から実現できる。また、接続（待ち受けから通信状態への遷移）も、伝送（データの受け渡し）も、以前の規格と比べると、遅延を低減する技術が含まれている。

## ● SNS

SNS（Social Network Service）とは、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのことである。広義には、社会的ネットワークの構築の出来るサービスやウェブサイトであればSNSと定義されるが、狭義には、SNSとは人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」、あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトを指す。近年では、各国の企業や政府機関、地方自治体など多々な分野において、社内でのコミュニケーションの活性化、顧客や住民・市民への情報発信、交流の目的で活用されている。一般に普及しているSNSサービスの例としては、Facebook、LINE、Instagram等が挙げられる。

## ● インシデント

インシデント（incident）とは、事故などの危難が発生するおそれのある事態を言い、ISO22300によると、「中断・阻害、損失、緊急事態、危機に、なり得るまたはそれらを引き起こし得る状況」と定義されている。「危機」や「事案」などと訳されている場合があるが、実際にはインシデントの意味に合致する日本語は存在しない。東日本大震災のように最初からの大災害、医療事故や航空機のニアミス、日々発生しているような交通事故や火事、企業の工場で生産ラインが止まってしまう事例、製造ラインに農薬を混入される事件、パソコンのウイルス感染、これらは全てインシデントであるが、近年では、目に見える事故が発生する一歩手前の状況からすでに目に見える事故や災害が発生してしまった状況までも含めてインシデントと呼ばれるようになっている。

## ● オープンデータ

オープンデータとは、企業や行政が、①機械判読に適したデータ形式で、②二次利用が可能な利用ルールで広く公開されたデータのことを指す。総務省は、オープンデータの意義・目的について、①透明性・信頼性の向上、②国民参加・官民協働の推進、③経済の活性化・行政の効率化を挙げている。オープンデータを二次利用可能な形で提供することにより、民間の事業者における編集、加工、分析等の各段階を通じて、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化が期待される。国や地方自治体において

も、政策決定や施策実施の場面においてオープンデータの分析結果を用いることで、業務の効率化、高度化が図られることが期待される。

#### ● 仮想化サーバー

サーバー仮想化とは、1台のサーバー（物理サーバー）を複数台の仮想的なサーバ（仮想サーバ）に分割して利用する仕組みのことを指す。それぞれの仮想サーバーではOSやアプリケーションを実行させることができ、あたかも独立したコンピュータのように使用することができる。多くの企業や役所で取り込まれているITコストの見直しのなかでも、サーバーの台数を適正化するなどのリソースの有効活用や、消費電力や運用管理のコスト低減などは重要課題の一つとなっている。また一方で、ビジネスや業務の変化に迅速かつ柔軟に対応できるITシステムが求められている。仮想化されたサーバー環境では、ハードウェア等を新たに購入しなくても新サーバーを容易に追加することができるので、ビジネスや業務の変化にすばやく対応できる。

#### ● 官民データ活用推進基本法

官民データ活用推進基本法（2016年12月施行）とは、超少子高齢社会における課題の解決のために、官公庁や自治体、事業者等が保有する国や自治体、民間事業者がもつ「官民データ」の活用を推進するための基本的な施策や推進体制を定めている。

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする（同法第1条）。本法律の施行にともない、都道府県では「官民データ活用推進計画」の策定が義務化された。

#### ● クラウド

クラウドとは、コンピューティング、データベース、ストレージ、アプリケーションをはじめとした、さまざまなIT資源をインターネット経由で必要に応じて利用することができるサービスの総称を指す。利用者は、必要なときに必要な量のIT資源にアクセスすることができ、また随時終了することができる。費用の支払いは、実際に使った分を支払う従量課金が一般的である。

#### ● ストーリーマップ

ストーリーマップとは、さまざまなストーリー（テキスト、画像、動画）に地図情報を組み合わせることで、直感的な説明をするアプリケーションである。例えば、街中の観光スポットなどで撮影した写真と場所に関する地理情報を組み合わせ、街中における市民や来街者の「ストーリー」を発信できる機能を持っている。

#### ● セキュリティ強靱化



セキュリティ強靱化とは、国・地方自治体の情報提供ネットワークのセキュリティを強靱化することを指す。国・地方自治体におけるマイナンバーを活用した情報連携の開始と合わせて、住民情報とマイナンバーを管理する地方自治体に対して、個人情報保護のため、情報セキュリティ対策の抜本的強化を求めている。

情報セキュリティ強化の具体的な指針として、総務省は「自治体情報システム強靱性向上モデルの導入」と「自治体情報セキュリティクラウドの構築」を示した。「自治体情報システム強靱性向上モデル」のポイントは、①情報提供ネットワークシステム等の集中監視、②マイナンバー関連システムのインターネットリスクからの分離、③個人番号利用事務関連システムについて、住民情報の流出を徹底して防ぐ、④全自治体での庁内ネットワークの再構成、⑤インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して高度な監視を実施、である。

### ● 世田谷版ネウボラ

「世田谷版ネウボラ」とは、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるための、区・医療・地域が連携して相談支援する、顔の見えるネットワーク体制のことを指す。ネウボラとはフィンランド語で、「相談・アドバイスの場所」を意味し、フィンランドのネウボラでは、妊娠期から就学前までかかりつけの専門職（助産師または保健師）により、ワンストップで継続的に母子とその家族の相談・支援が行われている。

### ● デスクトップ仮想化

デスクトップ仮想化とは、クライアント仮想化とも呼ばれ、クライアントサーバーモデルで、仮想化を使い複数のデスクトップ環境を実行することを指す。仮想デスクトップインフラストラクチャー (VDI; virtual desktop infrastructure もしくは virtual desktop interface) とは、仮想環境のためのハードウェアとソフトウェアを含むデスクトップ仮想化のためのサーバーシステムを指す。デスクトップ環境をサーバー側で実行するかクライアント側で実行するかでリモートデスクトップ方式とクライアントハイパーバイザー方式に分かれる。インターネット越しにパブリック・クラウドから提供した場合 DaaS (Desktop as a Service) と呼ばれる。リモートデスクトップ方式はプレゼンテーション仮想化と呼ばれることもある。

### ● 非識別加工情報

非識別加工情報とは、個人情報を特定の個人が識別できないようにかつ当該個人情報を復元することが出来ないように加工されたものを指す。2015年の改正個人情報保護法成立に伴い、2016年5月、国の行政機関・独立行政法人等の保有する個人情報についても、パーソナルデータの利活用に資するように適切に規律する「改正行政機関個人情報保護法」及び「改正独立行政法人等個人情報保護法」が成立し、その際導入された概念。改正個人情報保護法では、民間事業者が個人情報を活用するにあたり、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ当該個人情報を復元することができないよう加工する「匿名加工情報」の概念が導入された。これに伴い、国の行政機関・独立行政法人についても、保有する個人情報を特定の個人が識別できないようにかつ、当該個人情報を復元することが出来ないようにする「非識別加工情報」に加工したうえで、民間事業者に提供することに

したもの。非識別情報が民間事業者提供された場合、非識別加工情報取扱事業者として、行政機関個人情報保護法または独立行政法人等個人情報保護法により規律されるとともに、当該事業者は非識別加工情報を個人情報保護法の匿名加工情報として取り扱うこととなるため、併せて、匿名加工情報取扱事業者として個人情報保護法により規律されることになる。

#### ● ビッグデータ

ビッグデータとは、情報通信の発達にともなって爆発的に増大した構造化されていない莫大な量のデータを指す。様々な局面に発生した膨大なデータを分析することで様々な傾向を特定でき、病気の予防や犯罪の対策、民間サービスの高度化等に役立つと言われている。

#### ● 標的型メール攻撃

標的型メール攻撃とは、不特定多数に対する攻撃ではなく、ある特定の対象を狙って情報窃取等を行う攻撃行為を指す。対象とする組織の構成員に向けて、あたかも正当な業務や依頼であるかのような件名や本文でメールを送りつけ、添付ファイルの開封や特定のサイトへのアクセスを誘導することによってウイルスに感染させる。特に昨今は、受信者の業務に関係のある内容や、関係ある実在の発信元を詐称するケースが増えており、被害を受けやすくなっている。

#### ● マイナポータル

マイナポータルとは、2017年秋に本格運用する、マイナンバーを利用した行政サービスを受けられるポータルサイトを指す。子育てや福祉・介護などの行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができるようになることを目的としている。マイナポータルの利用にはマイナンバーカードとパソコン、ICカードリーダーもしくはマイナンバーカード対応スマートフォンが必要になる。

#### ● ムーアの法則

ムーアの法則とは、半導体の集積密度は18～24カ月で倍増し、チップは処理能力が倍になってもさらに小型化が進むという法則を指す。世界最大の半導体メーカーであるインテル社創設者のひとりであるゴードン・ムーア博士が1965年に経験則として提唱したことに由来する。法則によれば、半導体の性能は指数関数的に向上するが、実際には、集積密度の向上ペースは鈍化している。このため、「集積密度」を「性能向上」に置き換えることで、法則は現在でも成立しているとされている。最近では価格対性能比で、18カ月で2分の1になるともいわれている。

#### ● モバイル

モバイルとは、「自由に動く」や「移動性の」という意味で、携帯可能な小型のコンピュータのことを指す。また、外出先から携帯電話や無線ネットワークなどを利用してネットワークに接続し、オフィスや自宅のパソコンを操作することを指す場合もある。

#### ● モバイルレジ

モバイルレジとは、請求書に印刷されたバーコードを携帯電話で読み取り、ネットバンキングを利用してお支払いができるサービスを指す。コンビニや支払い窓口へでかけることなく、自宅などで簡単に支払いができる。モバイルレジを使用するにあたっては、金融機関と

ネットバンキングの申し込み、バーコードの読み取りができるカメラ付き携帯電話、モバイルレジ用携帯アプリのダウンロードが必要。

- ランサムウェア

ランサムウェア (Ransomware) とは、マルウェアの一種で、これに感染したコンピュータは、利用者のシステムへのアクセスを制限する。この制限を解除するため、被害者がマルウェアの作者に身代金 (ransom、ランサム) を支払うよう要求する。システムのハードディスクドライブを暗号化したり、システムを使用不能にして、利用者が身代金を支払うように促すメッセージを表示する。ランサムウェアによる被害は世界的に増大している。

- リプレース

情報システムの運用管理において、リプレースとは、経年により陳腐化したり、非効率となったハードウェア、ソフトウェアなどを、新しいものや同等の機能を持った別のものに置き換えることを指す場合が多い。部品やソフトウェアなどの部分的な入れ替え、交換を意味する場合も、機器やシステム全体を新しくすることを指す場合(システムリプレース)もある。

世田谷区情報化事業計画  
( 後期：平成30年度～平成33年度 )  
(2018年度～2021年度)

編集・発行

世田谷区政策経営部情報政策課  
〒154-0016 東京都世田谷区弦巻 2-23-1  
TEL:03-3439-1511 FAX:03-3439-2541

初 版 発 行 平 成 30 年 月